

第2回地域学シンポジウム 「史料保存とアーカイブズ」講演会・シンポジウム

佐賀大学 地域学歴史文化研究センター

国文学研究資料館 アーカイブズ研究系  
佐賀大学地域学歴史文化研究センター 共催事業

## 第2回地域学シンポジウム

# 「史料保存とアーカイブズ」 講演会・シンポジウム

「佐賀学」創成にむけた地域歴史文化の総合研究

## 【佐賀学創成プロジェクト】

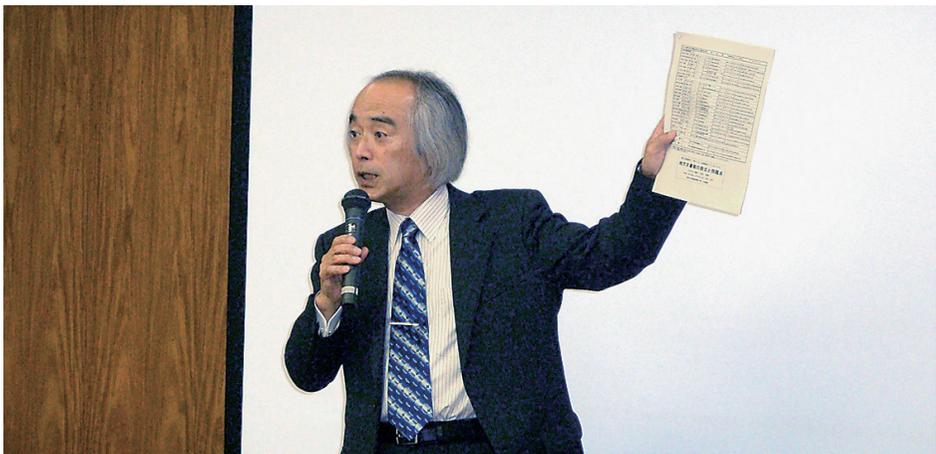




青木睦氏（国文学研究資料館），高崎洋三氏（地域学歴史文化研究センター）あいさつ



高橋実氏（国文学研究資料館）講演



小松芳郎氏（松本市文書館）講演



平田豊弘氏（天草市教育委員会）講演



盛況な講演会の様子



シンポジウム 司会：加藤聖文氏 パネラー（左から高橋、小松、平田各氏）

国文学研究資料館アーカイブズ研究系  
佐賀大学地域学歴史文化研究センター共催事業

## 第2回地域学シンポジウム

# 「史料保存とアーカイブズ」 講演会・シンポジウム

「佐賀学」創成にむけた地域歴史文化の総合研究

【佐賀学創成プロジェクト】





## はじめに

本書は、佐賀大学地域学歴史文化研究センターと国文学研究資料館の共催によるシンポジウム「史料保存とアーカイブズ」の記録集である。地域学歴史文化研究センターでは、「地域学」としての「佐賀学」創成の足がかりを得るために、平成二〇年度より学内研究プロジェクト「佐賀学」創成にむけた地域歴史文化の総合的研究（略称「佐賀学」創成プロジェクト、平成二二年度まで）を開始した。同プロジェクトでは、「地域学」関連の講演会・シンポジウムの毎年度開催を計画し、平成二〇年度は「地域学と地域史研究」というテーマのもとに、地域史研究の手法や地域歴史文化の調査研究における大学の役割について考える場とした。

今年度は、国文学研究資料館がアーカイブズ・カレッジを佐賀大学で開催することとなり、地域歴史文化の調査研究に不可欠な歴史資料・公文書の管理保存について考える絶好の機会と捉え、高橋実氏（国文学研究資料館教授）、小松芳郎氏（松本市文書館館長）、平田豊弘氏（天草市教育委員会主幹）を招聘し、「史料保存とアーカイブズ」と題したシンポジウムを開催した。

いわゆる「平成の大合併」により、全国の市町村は以前の半分近くに減少したが、その際、消滅した市町村の公文書・資料をどう保存していくか、大きな課題となっている。また「公文書の管理に関する法律」（略称公文書管理法）が、二〇一一年四月から施行予定だが、現在佐賀県内に「文書館」を設置した自治体は無い。

このように、現在行政・市民あげての公文書や歴史資料の保存・管理についての取り組みが必要な状況である。そこで本シンポジウムは、アーカイブズ（記録資料／文書館）のあり方について、公文書管理法で何が地方自治体に求められるのか、

地方自治体による文書館設置・運営には何が必要か、といった点を中心に、佐賀県におけるアーカイブズのあり方について議論した。

本シンポジウムを契機として、佐賀の地において歴史資料・公文書管理保存に対する関心が高まり、文書館設置やアーキビスト配置などの環境整備が進む契機となれば幸いである。

二〇一〇年二月

佐賀大学地域学歴史文化研究センター

センター長

高崎 洋三

---

# 目次

口 絵

はじめに

講演会

シンポジウム

資 料

地方文書館一覽

公文書館法

公文書管理法

.....

1

.....

8

.....

51

72

73

75

---

国文学研究資料館アーカイブズ研究系・佐賀大学地域学歴史文化研究センター共催事業

## 「史料保存とアーカイブズ」講演会・シンポジウム

### (第二回地域学シンポジウム)

◆ 日時…平成二二年一月一日(日) 一三…〇〇～一六…三〇

◆ 場 所…佐賀大学附属図書館四階大会議室

開会挨拶 青木 睦・国文学研究資料館アーカイブズ研究系准教授

歓迎挨拶 高崎洋三・佐賀大学地域学歴史文化研究センターセンター長

司会 鬼嶋 淳・佐賀大学教育学部講師

講演会講師 高橋 実・国文学研究資料館アーカイブズ研究系教授

小松芳郎・松本市図書館長

平田豊弘・天草市教育委員会文化課主幹

### ○司会(鬼嶋)

定刻の一時になりましたので、これから国文学研究資料館アーカイブズ研究系と佐賀大学地域学歴史文化研究センターの共催による講演会・シンポジウム「史料保存とアーカイブズ」を始めさせていただきます。私は、司会を務めます佐賀大学文化教育学部教員の鬼嶋と申します。よろしく申し上げます。

初めに開会の挨拶を、国文学研究資料館の青木睦さんをお願いいたします。よろしく申し上げます。

## 挨拶

国文学研究資料館アーカイブズ研究系准教授 青木 睦

では、公開シンポジウムの開会にあたりまして、国文学研究資料館、青木のほうからご挨拶を皆さんにお伝えしたいと思います。

今回は、佐賀大学地域学歴史文化歴史研究センターと共催で、私も国文学研究資料館とともにシンポジウムを開催いたします。実は、このシンポジウムを開催するというきっかけは、一月九日、きょう日曜日ですから先週になりますね、月曜日から土曜日まで私ども主催のアーカイブズカレッジを開催しておりました。

多くの全国の方々から市町村史や文書館、それから、大学でアーカイブズを学びたいという人たちを含めて、この地、佐賀県立図書館からも多くの方々の参加をいただきました。このアーカイブズカレッジを開催いたしました。それとともに、やはり地域大学との連携ということで、今回は佐賀大学とともに共催ということで、この公開シンポジウムを企画いたしました。

昨年は、滋賀大学とも共催をさせていただいて、このような形で二年目を迎える、とても充実した二年目を迎えることができたかと私ども思っております。

この佐賀の地ではありますが、実はアーカイブズカレッジの前身であります史料管理学研修会、その前には、実は近世史料取り扱い講習会ということで開催をいたしまして、平成元年には福岡で、私どもの史料管理学研修会のアーカイブズカレッジを開催いたしました。ですから、二〇年明けてやっと私どもこちらの九州の地で研修会、アーカイブズカレッジを開いた

ということになります。

また、この佐賀の地は、皆さんもよく御存じかと思いますが、多久の古文書の村ということで、実は私も若いころ、佐賀の多久の細川章さんから、この地域での民間所在の古文書や、それから、細川さんはその当時、既に近代の役場文書の重要性を認識されて、リヤカーを引いて、それを収集されたというお話を実は二〇年以上も前から伺っておりました。まさに、佐賀の地域史料を守るお力だった方々が、実は全国の史料保存の若い芽に太陽と水を与えてくださった、そういう時期がございました。

そのとても充実した地域活動をやっておられた活動を私ども聞いておりました、そういう地で再度、福岡から今度は佐賀でということ、アーカイブズカレッジを開催させていただき、また、その機会を得て公開シンポジウムということで、皆様とお会いできたことを大変幸せに感じております。

ぜひ、皆様のさまざまな活動の糧となるような、まさにこのシンポジウムが皆様に、前にいただいた太陽と水のかわりに、私たちが皆様に何らかの形で寄与ができるかと思っております。では、この言葉をもちまして、開会の挨拶にかえさせていただきます。よろしく願いいたします。(拍手)

#### ○司会（鬼嶋）

どうもありがとうございます。次に、歓迎の挨拶を佐賀大学地域学歴史文化研究センターの高崎洋三センター長にお願いいたします。

## 歓迎挨拶

佐賀大学地域学歴史文化研究センター長 高崎 洋 三

こんにちは。「史料保存とアーカイブズ」というシンポジウムをこの佐賀大学で開くことができまして大変うれしく思います。私、先ほど高橋先生から、レクチャーを受けまして、公文書の管理についてのお話をさせていただけるんだということをお聞きした次第でございます。私は現在、地域学歴史文化研究センター長を二年間行っておりますが、その前の二年間は佐賀大学附属図書館の図書館長も行っておりました。佐賀大学附属図書館にも若干、「小城鍋島文庫」などの貴重史料もございます。それらの保存や、さまざまな公文書の保存や管理、文書館などについて、勉強していく会だということなので、私も大変楽しみにしております。どうぞよろしくお願いいたします。

### ○司会（鬼嶋）

これから講演会を始めたいと思います。初めに、皆さんに御連絡ですが、レジユメのほかに、質問表が皆様のところにあると思います。今日は、三本の講演をお願いした後、一〇分間程度、休憩を挟みましてシンポジウム、皆さんにいろいろな意見をいただきたいと思っておりますので、その間の一〇分の間に、質問がありましたら書いていただき、司会のほうまで休みのときに手渡してください。

それでは始めます。初めに、「アーカイブズ・システムと公文書管理法」ということで、高橋実さんから報告をお願いいたします。簡単に紹介をさせていただきますが、高橋さんは国文学研究資料館のアーカイブズ研究系の教授で、これまでアーカイブズ学や近世文書の管理史研究に精力的に取り組まれてきた先生です。それではどうぞよろしくお願いいたします。

## 「アーカイブズ・システムと公文書管理法」

国文学研究資料館アーカイブズ研究系教授

高橋 実

高橋です、よろしくお願ひします。与えられた時間は四〇分、時間は守ります。私の話は、この後お話しされます小松さん、平田さんの前座という意味で、アーカイブズというものはどういふものなのか、そして、日本のアーカイブズの現状と、一九八七年に議員立法でできた公文書館法、そしてこの七月に公布され、二年後に施行予定の公文書管理法の概要についてお話ししたいと思います。配付しました資料を見ていただければわかると思いますが、これ全部についてお話しするということは時間的にできません。ですから、四〇分たったら、それでお話は終わりにします。残りは後でごらんになっていただくという形にしたいと思います。

私の話のタイトルは、「アーカイブズ・システムと公文書管理法」ですが、これに「佐賀にもアーカイブズを」という副題があります、ぜひ佐賀にもアーカイブズを設けていただきたいという思いで付けました。たしかに、佐賀県には歴史的文書閲覧室がありますけれども、あれは機能としてのアーカイブズです。それをさらに、県民のためのアーカイブズに、そういうような機能アップを計っていただきたいということ、それから、佐賀市をはじめとする佐賀県内の市・町で、それぞれアーカイブズあるいは公文書管理条例をつくっていただきたいという私の想いがこめられています。

世界のアーカイブズ認識、これは世界の常識ですけれども、日本では非常識で、なかなかアーカイブズという言葉の意味を理解していただけません。最近、アーカイブズという言葉は新聞とか、あるいはテレビ等で出てきますけれども、なかに「婦人服アーカイブズ」という広告がありました。何のことかと思いましたが、クラシックな婦人服のことでした。ですか

ら、本来の意味と違った形で使われているわけですが、アーカイブズの語源は「アルケオン」、ギリシア語ですけれども、それは組織の頭脳とか、あるいは心臓を示すという言葉が語源であります。ですから、組織にとって記憶が大事であるから、記憶の源である記録史料を保存し、管理している施設、それがアーカイブズということになります。アーカイブズはもともとそういう語源に由来して、現在では組織の重要な記録、組織の中核機関ということの意味するようになっていきます。

現在残っている一番古いアーカイブズ遺構はイタリアのローマにローマ時代のものが残っています。それは、現在、ローマ市役所の基礎部分になっております。これはローマ時代、タブラリウムといわれていた施設です。タブレット、つまり蠟版に刻んだ文書記録をここで保存していました。ローマの共和制の記憶の源である記録をここで保存していたのがこのタブラリウムで、現存する文書保存施設の中で一番古い遺構です。

話がかかりますが、ワシントンDCにあるアメリカ公文書館に四つの彫像があるのですが、その中の一つ門の管理者といわれる老人の像の台座には「STUDY THE PAST」つまり「過去に学べ」と刻まれています。アメリカという国は、歴史が浅いわけですので、建物をつくるときにはギリシア風とか、ローマ風にしますし、それから、この建物はどうかを目的にする建物かということを明確に示す言葉なんかを刻む場合が多いのですが、アメリカのナショナル・アーカイブズでは、国民がアーカイブズを閲覧利用するのは「過去に学」ぶためだと宣言しているのです。日本人は、歴史好きな国民といわれていますが、本当の意味で歴史に学んでいるのかどうか、そこら辺を我々は検証する必要があるのではないかと思います。

ところで、アーカイブズという言葉には二つの意味があります。一つは、記録史料それ自体を指す意味です。このアーカイブズ記録史料というのは、単数ではなくて、群と一括して存在しますので、アーカイブズという複数形になっております。

もう一つは、そのアーカイブズ記録史料を保存し、整理して公開する、その機関・施設をアーカイブズといいます。アーカイブズはこの二通りの意味で言っています。

アーカイブズは記録史料、文書館などともいいますが、しかし必ずしもしっくりしません。日本に適語、適訳がないんです。ミュージアムは博物館、ライブラリーは図書館という形で漢字の三文字に明治の人たちは訳しましたけれども、アーカイブズは日本の中で適語がない。つまり、そういう文化・観念が日本の中で十分に生まれていなかったし、なかなか理解されにくい言葉です。そういう意味で、私たちは近い将来の受容を期待して、今のところはアーカイブズというカタカナで表現しています。

それでは、そのアーカイブズ、建物としての、機関としてのアーカイブズは、どのような機能を持ち、いかなる役割を果たすものなのでしょうか。それは配付資料に書き込まれたように、行政の場合には行政上の、企業の場合には経営上の情報管理機能が一つあります。もう一つは、一般利用者に対する学術研究、社会教育上の機能があります。それら二つの機能は、アーカイブズ記録史料を持つ情報資源としての価値と文化資源としての価値、その二つの価値に基づいているのです。いわば行政経営の情報センターとしての機能、佐賀でいうと、佐賀の行政機関の行政情報センターとしての機能と、佐賀県民あるいは研究者の歴史文化のデータバンクという機能、この二つの役割を持っているということです。

さらに、現在のアーカイブズは、先ほど述べた二つの機能とともに、アカンタビリティー、これは一般に「説明責任」というふうに訳されていますけれども、言葉の本来の意味では「拳証説明責任」、何かの文書、あるいはその他の記録でもって説明する拳証説明責任の情報資源としてのアーカイブズ、人権を守る証拠資源の宝庫としてのアーカイブズ機能が重要視されています。

アカンタビリティーの事例でいいますと、あるおばあちゃんが市役所に来て、「ここところは昔、こうだったから、うちのところの土地だったんじゃないの」ついでいわれたときに、市役所の職員が誠心誠意込めて口頭説明している場合と、「ほら、おばあちゃん、三〇年前の記録ではこうですよ」という形で、文書記録でもって示した場合と、どちらのほうか納得してもらいやすいかというと、明らかです。それがアカンタビリティー拳証説明責任です。

それから、お隣の韓国の例ですが、あそこは朝鮮戦争があつて、戦場と化しましたので、土地に関する記録が少ないです。日本でも国土の六〇%ほどの境界線はわからないそうです。佐賀市のような市街地は別ですけれども。その韓国の場合には、ソウルにある記録センターがなぜ日本の銀行の窓口みたいに利用者で込むかというところ、それは記録センターにある記録でもって、土地区画とか、境界を示せば、公図に書きますよということ、政府自体が言っているからです。つまり、国民が持っている権利関係をアーカイブズの持っている記録でもって立証されれば、それを実現させる、そういうシステムができたのです。

日本では、これから二つプラス一つの機能を充実させていかなくてはいけないと思います。確かに日本はアーカイブズ・システムが遅れています。近代アーカイブズ発祥の地フランスに比べれば二〇〇年も遅れているわけです。ですから、アーカイブズの所蔵史料が充実していないことに起因する記録史料提供機能が低いということはやむをえません。しかし、これは時間とともに解決できる問題です。難しい問題は、なぜアーカイブズが、市民、県民、国民にとって必要なのか、どう生活と関係するのか、そういう意味での思想的な未成熟の問題解決が今後我々の大きな課題になると思います。

アメリカのナショナル・アーカイブズのカーリンという前館長、この方は専門職アーキビストではなくて、どこかの州の知事だった方です。この方が、ザ・アメリカンアーキビストと称される館長に任命されたとき、世界のアーカイブズ関係者にそれに反対する署名をするよう依頼するメールが回ってきました。それほど専門職ではないことに対するアメリカのアーキビストたちの反発があつたのですが、実際赴任してみますと、中興の祖と言われるほど大変な変革、ナショナル・アーカイブズの改革をやりました。そのカーリンが「ナショナル・アーカイブズの衰退は、アメリカの民主主義の衰退につながる」、だから機能強化の改革を行うという姿勢を明示したのです。逆に言えば、アメリカの民主主義を守る、基礎づける、そういう役割を持つ施設がナショナル・アーカイブズだということです。

今から二〇年前ですか、ワシントンのナショナル・アーカイブズを見学しに行ったときに、いろいろ話を聞きましたが、

かつてナショナル・アーカイブズは、「巨大なくず箱」だと言われていたそうです。それは五〇年前です。それが現在は何と  
言われていますかと私が聞くと、ネーションメモリー「国民の記憶」といわれているそうです。半世紀前はあまり役割を果  
たせなかったものが、現在では、大きな役割を果たしている機関として受け入れられているのです。

それでは我が日本、日本に公文書館ができてから三〇年、あと二、三十年経てば、日本のネーションメモリーになるん  
でしょうか。ぜひそうあってほしいと思いますが、お隣の韓国でもノーアーカイブズ、ノーデモクラシー、アーカイブズがな  
いと民主主義もないという形で金大中大統領の時代に制度設計し、盧武鉉大統領時代に制度的拡充をして、現在ではそ  
う役割を担う方向であるということです。

世界で近代アーカイブズの発祥の地はフランスです。二〇〇年前のフランス革命のときに国民に開かれたものとして設  
されたのが、近代的アーカイブズのはじめです。そのフランスの大統領ミッテランさんが国際アーカイブズ評議会の大会で  
講演したのですけれども、そのとき次のような講演をしています。

アーキビスト、文書館専門職のこれまでの忍耐と不断の努力によって資料に価値が置かれ、「世界の財産」が作り上げ  
られてきたことに敬意を表する。さらに、あすの財産をつくり上げる努力を願う。私は、これらのアーカイブズなしに  
国政をとることが可能とは思えない。人類の発展のために最上級の方法をとろう。

格調高いですね。日本のアーカイブズ及びそこで活動する人たちが集まる全史料協という組織がありまして、一九九〇年  
頃の広島大会のときに、時の海部首相がメッセージを送ってきたのですが、そういう格調高い話ではなかったですね。

それでは、アーカイブズ理念とは何か。つまり、記録史料、アーカイブズを保存し、広く利用に供するのは、「人類の歴  
史的文化遺産、知的情報資源」としての「アーカイブズを、人間のあらゆる創造的活動に生かし、人類の平和と福祉の向上  
に貢献すること」にあるというのが私たちの共通する認識です。それを、最もわかりやすく表現しているのが、次の「アー  
カイブズ理解の三つのみ」です。

日本で一番最初に、アーカイブズ、文書館ができたのは山口です。不思議ですね。近世から近代日本が生まれてくるとき、辺境の地で変革の芽が出ました。佐賀もその一つになるわけです。鹿児島とか山口と土佐もそうです。アーカイブズの世界も辺境なんです。情報公開もそうでした。国から始まったわけではありません。国はやりたがらなく、山形県の金山町に最初にできました。

アーカイブズも同じです。日本最初の山口県文書館にとてもユニークな北川健さんという方がいらっちゃって、アーカイブズは「自らみずかが自らの文書記録を、あまねくみんなのために、遠く未来みらいに向けて」保存公開する機関であるといいました。「アーカイブズ理解の三つのみ」です。佐賀県でいえば、佐賀県自らが自らの県庁の文書記録をあまねく県民のために、遠く未来に向けて保存公開する機関がアーカイブズなのだ、とわかりやすく言えばそういうことです。これがアーカイブズ認識の基本になるわけです。ですから、歴史史料だけを、地域史料だけを集めるだけでは片肺飛行になるわけです。その親機関である行政機関の文書記録も保存し、公開するのです。

史料保存運動は戦前にもありましたけど、微々たるものでした。アーカイブズ認識もありましたが、ごく一部の歴史研究者が欧米のアーカイブズを視察しまして、アーカイブズの必要性を主張しています。

明治初年、岩倉を特命全権大使とする遣米欧使節団は、ヨーロッパとアメリカを見て歩いて、その中で、イタリアのベネチアのアーカイブズを見て、おすごい、これは文明開化の最高のものだと感嘆しました。しかし、アーカイブズが制度として定着することはありませんでした。

史料保存の必要性が幅広い運動として立ち上がってくるのは戦後のことです。戦後の農地改革などにより地主家などが経済的に後退してきました。それらの家は、かつて村役人を務めていた家で、代々史料を伝えてきていたのですが、経済的困難からそれを手放すこととなったのです。こうして地方史研究者の方々の目の前で、大量の地域史料が散逸していったのです。史料が散逸していくその危機、その危機認識のもとで史料保存利用運動が展開します。それが一九五一年の文部省史料

館の設立に結実します。私たちアーカイブズ研究系は、今、国文学の四つの研究系の一つですけれども、もともとはここに由来するのです。設立の翌五二年から近世史料取扱研修会を立ち上げたのです。現在のアーカイブズ・カレッジにつながる研修を設立の翌年から始めた先輩たちの見識に、私たちは敬意を表しているわけです。

さて、一九五九年にわが国最初のアーカイブズを設立した山口では、近代アーカイブズ学の父といわれるシエレンバーグの「モダン・アーカイブズ」、「現代文書館」を翻訳し、それに学びながら設立しました。主導したのは山口県立図書館の鈴木館長でした。この鈴木賢祐（すずきまさち）さんは、戦前、奉天、現在の瀋陽の図書館におられて、敗戦のときに、所蔵資料が散逸する危機の時に体を張って、奉天図書館資料を守った方です。それで、引き揚げてきて、山口県の図書館長をなさられて、そこにアーカイブズをつくった方です。それが、日本の最初のアーカイブズだったのです。

日本の国立公文書館の設立は一九七一年です。それでも、四〇年近い歴史を持っています。ただ、残念ながら、国立公文書館の常勤職員は四二、三人なんです。国立国会図書館は、関西館の職員を含めて九五〇人ぐらいでしょうか、全然違います。

それでも最近、国立公文書館は非常にアクティブになりました。かつては、与えられた範囲内でやっているという姿勢だったのですが、最近是非常にアクティブになりました。公文書管理法なんかをつくるときの基礎的な仕事もやっています。しかし、世界の二番目の経済大国である日本のナショナル・アーカイブズとしては組織・人員も建物もその規模はたいへん見劣りするものです。

ホームページで見られますが、ナショナル・アーカイブズはパブリック・アーカイブズ宣言を行いました。パブリック・アーカイブズとは、所蔵資料を国民が公園と同じように使う権利があることを前提としたものです。これは画期的なことです。

例えば佐賀市役所の市役所の建物、これは公用物です。税金でつくっているけれども、それは市民が自由に使えるという

形ではないわけです。市役所職員が業務を行うために必要なものだからです。ところが、公園というのは公共物であって、市民というのはそれを使う権利があるのです。行政サービスではないわけです。ですから、パブリック・アーカイブズ宣言、つまり公共物としてのアーカイブズであることを宣言したことの意味は大きいのです。国立公文書館は、国民一人一人に開かれたもつと魅力ある情報の広場になります、という形で、国民に対して約束しているわけです。また、国立公文書館をだれもが日本の歩みに触れることができる情報の広場としていくこと。国立公文書館から皆さんへの約束ですというような国民に約束しているわけです。

それでは、アーカイブズに関する法律は、今年の「公文書管理法」ができるまでは、一九八七年に成立した「公文書館法」一つでした。この公文書館法は、政府が進んでやりたくないものだから、岩上二郎さんという参議院議員の方が議員立法で成立させたものです。この公文書館法というのは、戦後の史料保存運動の一つの大きな成果だと思えます。

どういう点で成果があるかと言いますと、公文書の「歴史資料」としての価値を明記したこと。それから、適切な措置を講ずる「責務」が課せられたこと。責務です、義務ではありません。それから、「専門職員」を置くことが定められたこと。この公文書館法の文言は「専門職員」です。図書館法での司書は「専門的事務」でしょう。博物館法での学芸員は「専門的調査や研究」です。公文書館法は専門職員、「的」が入っていません。ただし問題なのは、これが当分の間、置かなくてもいいと附則で明記されたのです。当分の間がもう二〇年過ぎていきます。普通、我々が当分の間といいますと、三年とか五年ぐらいでしょうか、もうすでに二〇年も経っているのです。

公文書館法には意義とともに、もちろん課題もあります。条文のあいまいさ、政府が提案していません、議員立法ですから。またやはり「館（やかた）法」です。ですから、成立の当初から文書管理基本法をつくるべきだという主張がありました。それが今年の公文書館管理法成立につながったと思います。それから、地域の民間史料に関しての言及がありません。現在、佐賀県が持っている古文書類は対象になるけれども、佐賀県内にある民間史料に対して公文書館法は適用されないの

です。そういう限界があります。それから、親機関からの移管、引き継ぎの規定がありません。そして、先ほど言った専門職員、こういう幾つかの問題があつて、それについていろいろ検討し、運動してきましたけれども、それが現在の政府提案の、そして、民主党も含めた全会派賛成による公文書管理法の施行によつて、専門職問題を除いてある程度解決されることとなりました。

問題や課題はありますが、公文書館法ができたことによつて、その影響はいろいろなところに出ています。その一つがアーカイブズ・システムの胎動です。都道府県レベルで、公文書館法が施行されて以降、それまでのように保存年限が満了した文書を、即廃棄、溶解している都道府県は一県もありません。この佐賀県もそうですね。現在の歴史的文書閲覧室、そういうような形で、アーカイブズという建物を建てなくても、そういう組織がなくても、何らかの形で機能としてのアーカイブズをどの都道府県でも持つようになりました。それから市町村の動き、これは後で小松さんのほうでお話なさると思います。いずれにしましても、これは胎動なんです。生まれてきているわけではない。まだお腹の中です。そこで、佐賀県内でも、まず機能として文書館の設立とその拡充をやっていただきたいと思ひます。

アーカイブズの設立にはハコとカネとモノとヒトとチエが必要です。ただ美術館をつくるわけではないです。印象派の絵を何億円も何十億円もかけて買うわけではなくて、市役所などの親機関がつくる文書記録を引き継いで、評価選別し、それを保存して、閲覧することができるところを確保でき、それに少々のカネと、ヒト、専門的な職員、そして、アーカイブズ学というチエ、それがあれば機能としてのアーカイブズは動くわけです。その点についてはまた後で平田さんのほうで、そういう話も出てくるだろうと思ひます。現在、わが国では、このようなアーカイブズがつくられつつあるといえます。

そして最後に、話の一つの柱である公文書管理法についてお話ししてみたいと思ひます。

小泉さんが首相のときの二〇〇五年の一月に施政方針演説の中に、三行出てきました。ある国会議員さんに「三行なんですよね」と言ったら、「三行だつてすごいではないか。首相の施政演説に載るといふこと自体がすごい」と言われました。

とにかく、公文書管理法の生みの親はやはり小泉内閣の官房長官であった福田さんです。公文書管理のあり方等に關する有識者會議が、熱心に議論して昨年の一一月に最終報告を出しました。そして異例の速さで法案が上程され、六月二四日に成立して、二〇一一年四月に施行される予定になっております。

有識者會議の最終報告に基づいて法案がつくられたわけですが、有識者會議の最終報告では「民主主義の根幹は、国民が正確な情報に自由にアクセスし、それに基づき正確な判断を行い、主権を行使すること」であるとしています。そして、国の活動や歴史的事実の正確な記録である「公文書」は、この根幹を支える基本的なインフラであり、過去・歴史から教訓を学ぶとともに、未来に生きる国民に対する挙証説明責任を果たすために必要不可欠な国民の貴重な共有財産であると明示しています。

それでは、今までの霞が関の文書認識というのはどういふものだったのでしょうか。朝日新聞の記事を紹介します。それは、外務省が文書を溶解してトイレットペーパーにしたという記事です。これはいいことだと外務省の人は思っている筈です。つまり、資源、地球環境のために文書を溶かして、そして、トイレット紙にしたと。さらに、核をめぐる三原則にかかわる機密文書をつくらざるを得ないような現実のいろいろな状況があったのでしょうけれども、でも、三〇年たったらアメリカのワシントンで見られるものが、なぜ同じものがつくられている日本では見られないのか。国民はどちらの政府を信用するかといったら、もう明らかですよ。ですから、こういうような公文書文化というものを、当事者たちも私たちも変えていかなくてはならないのです。

そこで、今度の公文書管理の改革目標は三つあると指摘されています(安藤正人)。一つは、文書の追跡可能性を確保すること。文書の誤廃棄や行方不明を防止するとともに、過去の記録の利用を容易にし、業務の効率化を図るため、随時文書の所在を特定できる文書管理システムの構築が公文書管理の一つの目標です。二つ目は、政府の文書管理に対する信用、国民の信用の確保、文書作成義務の法定化、文書管理基準の明確化、公文書管理担当機関の関与等により、文書管理サイクル全

体を通じた適切な管理を行う体制の整備を図って信用を確保すること。三つ目は、文書の利用可能性の確保。国民の共有財産的資源である公文書の活用を促進するための国民に対する利用機会のさらなる充実、利便性のさらなる向上をはかること。この一、二、三を確保することによって、最終目的、つまり、現在及び将来の国民に対する「説明責任」を果たすこと、国の意思決定過程も含め、公文書を体系的に整備・保存するとともに、国民の知的資源として後世に伝えることを実現するという仕組みになっているのです。

この仕組みに基づいた公文書管理法は、私はやはり画期的な法律だと思います。行政サービスではなくて、国民の権利として公文書を見ることができるようなのだと思います。現用文書を見る権利というのは、情報公開法で担保されました。それが、現用文書保存年限を満了した後も、国立公文書館等に引き継ぎ移管されたものを国民が見る権利があるのだという形で、サービスではなくて、権利がある、権利義務関係をうたったということは大きな意義です。

ただ、公文書管理法で最大の問題は、有識者会議の最終報告で強調した専門職員である、レコードマネージャーとアーキビスト、これについて何も言及していないことです。国家公務員に対する研修等については言っているのですが、そこがたいへん大きな問題だと思います。

公文書管理法を貫くもつとも基本的な考え方は、次の通りだといわれています（後藤仁）。政府・行政は、主権者である国民・市民の信託を受けて、権限を付与され、税金を用い、業務を遂行している。委託者は、受託者に説明責任を課して、制御権を確保しておかなくてはならない。良質な情報は、業務の現場に生まれ、集まる。説明責任を全うさせるために情報の開示が必要。これが情報公開法、情報公開条例の目的でした。公文書管理法はこの説明責任を「時を貫く」として深化させた（時を貫くと表現したのは、最初の公文書管理法担当大臣の上川陽子）。将来の世代に対しても説明責任を全うすべきと目的条項に明記されている。したがって、未来の世代、公務員のためにも、現在世代の公務員は自らの業務文書記録をきちんとマネジメントしておかなくてはならないものと規律されたのです。

つづいて公文書管理法のつくり方は以下の通りです(宇賀克也)。つまり、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得ることと、行政文書等の適切な管理、歴史的公文書等の適切な保存及び利用を図ること、これが公文書管理の直接目的です。そして、行政の適正円滑な運営を確保する、これが究極目的の①で、そして、現在及び将来の国民に対する説明責任を確保すること、これが究極目的②です。この①、②を確保し実現するために、過去の事実、意思決定過程についての正確な記録が不可欠であるということになるわけで、公文書管理法は、国民主権・民主主義に基づいて、主権者に対する説明責任を果たすことが究極目的ということになるといつくりとなっています。

前に言いましたように、公務員の執務の便宜のための「公用物」、庁舎だとか事務機だとか、そういう「公用物」としての文書管理というものから、情報公開法によって、現在の国民に対する説明責任、つまり、国民の権利、そういうようなものに対する説明責任の確保の視点、それが「公用物」プラス「公共用物」という認識です。現用段階では、公用物ですが、同時に情報公開法、情報公開条例によって、公共用物という形が盛り込まれています。それに、時を貫いて将来の国民に対する説明責任を確保するというのが、公文書管理法のもう一つの大きな目的になるわけです。その説明責任を確保するために、国立公文書館等が大きな役割を果たさなくてはなりません。

ここ佐賀大学も、国立大学法人ですから、大学法人も公文書管理法の適応範囲に組み込まれています。ですから、佐賀大学は法律に基づいて、時を貫く説明責任を果たすことが課せられているということになるわけで、何らかの措置を講ずる義務があります。

また、公文書管理法が文書のライフサイクル全体を通じた文書管理の一般法となります。今までは、総務省が所管する情報公開法が文書管理に関する一般法だったのですが、公文書管理法ができたので、情報公開法は特別法として、現用段階の見る権利を確保する法律として位置づけられることとなりました。その他、全体の文書管理及び特別歴史文書等に関する公開等については公文書管理法が所管するということになります。

それから、もう一つ大きいのは国立公文書館などへの移管が制度化されたということです。そして、三権ですので、司法と立法の問題があるわけですが、これは内閣総理大臣との合意が必要で、司法については八月五日に合意が成立しています。問題は立法の国会のほうです。これが今後の問題になってくるということになります。

あと、地方公共団体への影響を少しお話して終わりにしたいと思います。

私は情報公開法と情報公開条例の場合と同じになるだろうと思います。現在地方公共団体で情報公開条例を持っていないところはほとんどないでしょう。情報公開法をもって、この法の趣旨に基づいて、地方公共団体も情報公開に関する条例をつくるのは望ましいという努力義務を課しました。そして、ほとんどの地方公共団体は、現在ではその努力義務を果たしているわけです。ですから、公文書管理法の第三四条、これは情報公開法と同じように、公文書管理法の趣旨を尊重して条例化する努力義務が地方公共団体に課したものです。もちろん、情報公開法・条例の場合とまったく同じということにならないでしょうけれども、努力義務が法で明記されているわけですから、順次そういう方向に向かっていくだろうし、向かって行かざるを得ないだろうと思います。法案作成の過程では、義務規程にするという考えも出されたようですが、文書管理は首長の専管事項ですので義務規程に落ち着いたという経緯があるとのこと。

さて、公文書管理法に関する国会の付帯決議でも、本法の趣旨を踏まえて地方公共団体における公文書管理のあり方の見直しをし、また、国立公文書館と地方文書館との連携を図るという形で、次のラウンドでは国の法律を受けとめて、自治体がそれぞれに特色を持つ先進的な公文書管理条例を制定することが求められています。

私は、公文書管理法の趣旨を最大限に参照しつつ、公文書管理に関する条例制定、そして、アーカイブズ・システムを設立していくことが強く求められると思います。そのために、まず機能としてのアーカイブズをつくっていくことが大事であると思っています。

現在、私たちには文書情報に関する新しい仕組みがあります。一つは、このたび成立した公文書管理法、そして今から二

○年前の公文書館法、それから二〇〇一年の情報公開法、それに二〇〇二年の政策評価法、いずれも情報の公表、共有、活用による高度な民主社会の実現、あるいは行政レベルの高度化、効率化、そういうものが法定の仕組みとしてでき上がって来ました。この新しい仕組みは、国レベルにとどまらずに、地方にも、そして、民間にもこれが波及して行くと思います。

それから、公文書館法のレベル、あるいは国立公文書館法のレベルでは、民間史料に対する規定はありませんでした。それは、私的所有物に法律の網をかぶせるということは、日本の民主主義システムの中では難しい。そこで、知恵を絞ってできたのが、寄贈・寄託の道です。ですから、例えば、国立法人の佐賀大が、うちではどうしてもやり切れないから、国立公文書館さん、うちの文書を預かってください、寄贈を受けてくださいということはできるのです。これは民間のものもできるのです。ですから、組合があるいは企業が、そういうものが閉鎖するようなときには、国立公文書館に申し入れることができます。国立公文書館がみんな受けるかわかりませんが、ただそういう道筋をつけたということは、やはり一歩とはいかないにしても、半歩ぐらい、三分の一歩ぐらいは前進したのではないかと思います。

最後、佐賀にもアーカイブズを、確かに機能としての歴史的文書閲覧室もありますけれども、これをもっと進めて、社会の記憶装置、民主主義の基盤としてのアーカイブズ整備をぜひやってほしいと思います。組織体の記憶装置としてのアーカイブズ、これは佐賀の行政機関の記憶装置としてのアーカイブズ、地域の記憶装置としてのアーカイブズ、これをぜひつくってほしいなと思います。

私たちはしょっちゅう失敗をしますけれども、一回失敗したことを記憶することによって、次は同じ失敗を繰り返さないようにします。そして、次にはレベルの高い成功につなげようとするわけです。それが、私たち人間の頭脳の記憶装置の一つの役割があります。佐賀県のアーカイブズはそのような役割があるわけで、ぜひそういう形でアーカイブズを設置してほしい、つくってほしい。それが自ら、つまり佐賀県庁マンのためにもなるし、県民のためにもなるということです。大変駆け足でしたけれども、なんとか時間どおりにお話を終えることができました。(拍手)

○司会（鬼嶋）

どうもありがとうございます。これまで私たちのアーカイブズに関する理解は、あいまいであったかも知れません。今日の講演をお聞きし、アーカイブズのあり方、公文書管理法の理念等、大変勉強になったと思います。

それでは次に、小松芳郎さんに「地方文書館の設立と問題点」というタイトルで講演をお願いしたいと思います。小松さんは、長野県史常任編纂委員、松本市史編さん室長を経て、現在、長野県松本市文書館の館長を務めておられます。先ほどの講演でも話題になりました全史料協の副会長として史料保存の分野等で活躍されております。それでは、小松さん、よろしくお願いいたします。

## 「地方文書館の設立と問題点」

松本市文書館館長 小松芳郎

私も与えられた時間四〇分です。一八枚の資料を用意しました。よろしくお願いします。

一枚目に地方文書館の一覧があります。これは独立行政法人国立公文書館が作成した平成二二年四月一日現在のものです。まず市町村の文書館をみましょう。皆さん、全国に今、市町村がいくつあるかご存知ですか。一〇月五日現在で一、七二あります。市が全部で七八三、町が七九八、村が一九一、合わせて一、七七二です。これだけの市町村のうちで文書館があるのが、この表にあるだけなんです。この現実が、今日の地方文書館の問題点そのものに直結しているわけです。全国の市町村の図書館、博物館を一覧表で示したら、一枚では足りないでしょう。それだけ文書館は少ないということです。東京の板橋区が入っていますから、それを加えますと全国で二三になります。一、七七二の市町村のうち、地方文書館はこれだけなんです。この現実がまさに地方文書館の問題点にもなるわけですね。文書館のあるこの自治体はまだいいとして、文書館がない自治体の公文書の保存、利用、閲覧はどうしているのだろう、あるいはこれからどうしていくのかということなんです。

政令指定都市の文書館が表にありますように七つです。市区町村、東京の板橋が入っておりますが、それを入れて一六あります。小山市、芳賀町の総合情報館、板橋区、藤沢市、平成一八年に開館した寒川文書館などがあります。わが信州長野県は長野市公文書館が平成一九年に新しくできました。松本市文書館はちょうど一一年前の一〇月一日に開館しました。磐田市歴史文書館、守山市、尼崎市、下関、城川、後で平田さんがお話になります天草、それから北谷町公文書館、これだけなんです。もっともっと、本当ならば一、七七二全部の市町村に文書館があつてほしいと思います。

次の国・都道府県の表を見ていただきますと、国が四つ、それから都道府県が三〇です。四七都道府県のうち三〇しかない。この佐賀県にもまだ文書館施設がありません。

先ほどのお話にもありましたように、山口県文書館（もんじょかん）が日本で最初にできて、ことしでちょうど五〇年になります。この六月に全国公文書館長会議が山口県文書館で開催されましたので、私も行って来ました。それから、最近では岡山県立記録資料館が平成一七年に開館しています。館（やかた）の問題が文書館の問題点としてありますけれども、岡山県の歴史資料館は県立の病院の建物を使っています。平成一九年にできた奈良県立図書情報館も、図書館をつくるに当たって文書館的機能を入れてつくっています。

それから、歴史館と名前がつくのは長野県と茨城県です。あとは公文書館、文書館（ぶんしょかん）、文書館（もんじょかん）という名がほとんどです。わが松本は、松本市文書館（ぶんしょかん）です。県立の場合は、福井県だったら文書館（ぶんしょかん）、香川県、千葉県も文書館（ぶんしょかん）です。名称の話は後ですが、いずれにしても、都道府県あるいは国レベルでこれだけの文書館、公文書館がある。本当でしたら、一、七七二の全部の自治体、四七都道府県全部に文書館がなければいけないのですけれども、まだまだないですね。

国立公文書館主催の全国公文書館長会議は、全員集まっても六〇人ほどですから、一つの会場でできるくらいの人数なんです。すべての自治体に、あるいはすべての都道府県、市町村も含めた自治体にこういうものができていかなければいけない。わが国の文書館の場合は、そういう大きな課題を抱えているのではないかと思います。

私どもが推進していく文書館運動、公文書館の設立を考えていく場合には、一つはやはり公文書館法なんです。根拠となる大きな後ろ盾がこの公文書館法だと思います。七条だけの法律ですから、全文を資料に示しました。国立公文書館が独立行政法人になったときの平成一一年に一部改正されています。私どもも、こういう法律があるから松本市にも文書館をつくらなければいけませんよと言って、ひろく呼びかけてきました。今度成立した公文書管理法もそうですけれども、自治体

の理事者も議会も我々住民も、法律を使って活かしていかなくてはだめだと思えます。それをしないと法律違反ということになるとまで私は強調しました。

公文書館法の定義の第二条のところに、「国又は地方公共団体が保管する公文書その他の記録（現用のものを除く。）」とありますよ。「現用のものを除く」ということは、廃棄される文書が対象になるということです。廃棄される文書のうち、「歴史資料として重要なもの」ととっておきなさいということになるわけでしょう。その現用の段階から国の文書の管理をどうするかと定めたのが今度の公文書管理法です。この公文書管理法の一番最後の三四条に、地方公共団体もそういうふうになりなさいと書いてある。公文書館法と公文書管理法のふたつの法律を使って、それぞれの都道府県、市町村はそういう体制をつくっていかねばいけないと思います。

公文書館法の第四条に、公文書館は保存し閲覧に供して調査研究をする場であるとしています。保存、閲覧（利用）、調査研究の三つの業務をするところが公文書館ということになります。それと、第五条の二番目で、「地方公共団体の条例で定めなければならない。」と書いてあります。国は法律、自治体の場合は条例でしょう。議会の承認がなければ条例はできないわけですから、これは非常に重いものですね。だから、条例でつくることが求められているわけです。

この公文書館法は、専門職員を置かないとか、いろいろ問題はあります。けれども、現に適用されている法律ですから、その法律を、例えば私でしたら松本市、皆さん方だったら、都道府県、あるいはそれぞれの所属している勤め先の市町村、あるいはお住まいになっている市町村で、これをどんどん使っていけばいい。「うちの自治体に文書館がない、公文書館法を知っていますか」というように言っていく必要があると思えます。法律を活かさなければ意味がないと思えます。

地方文書館の一例として、松本市の事例を紹介します。この松本市の事例を出すことが、全国の自治体の地方文書館の問題を考えていくことにもなるわけです。私どもの場合は、自治体史編さんを平成元年から始めて、平成九年まで九年間で一冊の『松本市史』を刊行しました。市史編さんの当初からの基本方針の一つに、「収集された市史料は、市民が活用できる

ように保存管理し、将来の市民のために伝えることができるように配慮する」ということが明記されてきました。自治体史の本は、調査して原稿を書いて編集して、締め切りなどをきちんと守れば、本は刊行できます。問題は、その時どきに使った資料をどれだけ後世のために保存しておくかということです。自治体史の一文を読んで、もっと詳しく知りたい、この資料をもっと詳しく調べたいといったときに、膨大な文書群を保存して見せることができる場を、きちんとつくっておかなければ意味がないのではないかと私は考えたわけです。文書等の資料がきちんと保存されてあれば、本はいつでも刊行できます。

編さんが平成九年に終わりました。九年度ですから一〇年三月三十一日に終わりました、文書館開館のために四月一日から「歴史文書係」が置かれました。編さん室のあった庁舎が壊されることが以前から決まっていたから、編さんが始まって七年目のときに、空くことになった旧支所を充てることを市長が公の会議の場で明言しました。保存し整理して利用できる場として、支所を丸ごと全部充てるということです。先ほど、岡山県立記録資料館は病院の建物を利用したと言いました。長野市公文書館はNHK長野放送局が使っていた建物を公文書館にしました。新たにつくるということはなかなか難しいですから。寒川町は図書館をつくるに当たって、そこへ図書館をつくっています。

ですから、場の確保の問題としてお金をあまりかけずにできるといふことで、松本市文書館に全国から視察がよく来ます。担当者だけでなく、理事者、議員さんも見られます。図書館や博物館は、誰もが知っていますけど、文書館は知らない人が多い。ですから実際に来て見て、文書館はどのようなところなのかというイメージがわくんですよ。理事者や議会関係者に文書館のイメージを持っていただくことも普及の一つだと思っています。

議会の承諾を得まして、編さん完了後の文書の保存と利用の場所がこれで決まったわけです。編さんの途中で場所が決まったら、今度はそれをどのようにに館にしていくなかというところが問題になりました。公文書館法にあるように、条例をどうするのか、文書資料をどのようにに閲覧に供していったらいいのかということなどを考えながら、準備を進めました。

編さんが終わって半年後に文書館が開館することができました。一年後の開館とすると、行政のトップが変わったりしま

すから、ちょうど六カ月後の一〇月一日にしました。四月から開館までの半年間の間、移転先の庁舎まで私どもはずっと引越し作業を続けました。どこへどのように配置していったらよいかを考えながら、ときには総務部の職員総動員で引越し作業をしました。

六カ月で開館できたのは、先に示した基本方針のひとつを大事に考えて、編さん当初から刊行後の資料の保存と利用を視野に入れた資料整理を進めてきたことが大きいと思います。ラベルとかカードは全部「編さん室」のままになっていましたけれども、開館後に「文書館」にかえたりしました。

開館までの半年間にもうひとつしたこと、資料所蔵者への理解と協力を求めたことです。自治体史編さんのためにお預かりした資料とか、収集した資料を編さんのために集めたものは、本の刊行のために活用されます。それがこんどは全く別な機能を持った公的な施設である文書館になると、編さんに関係なく誰でもが所蔵文書を見ることができるようになります。目的が変わるわけですから、それなりの手続が必要になります。自治体史編さんのために調査して収集（撮影も含みます）した所蔵者全員に承諾を得ることにしました。編さんのときには大変お世話になりましたが、こんど目的が異なる文書館ができて、どなたでも見られるようになります。だから、おたくの資料を見せていいですか、悪いですかと、そういう文書をもってお答えをいただきました。何百軒と出しましたけれども、四件だけがノー、今もって返事をいただいております。理由を聞いたら、編さんには利用したけれども、もう自分でその資料を見たいから公開しなくて結構ですという家もありました。いつまでに公開するからなどと迫らなくていいわけです。閲覧に供さないようにしておけばいい。そうやって、私どもは編さんが九年間、文書館をつくるまでに六カ月を経て、結果的に九年六カ月かけて文書館ができました。

松本市は文書館（ぶんしょかん）なんですね。埼玉県、山口県、群馬県などは文書館（もんじょかん）、長野市は公文書館です。図書館、博物館はそういうことはありません。住民、国民にとってはわかりにくいですよ。文書館（もんじょかん）か文書館（ぶんしょかん）か公文書館か記録資料館か、天草市のようにアーカイブズか、尼崎市は地域研究史料館とか。館

の呼び方についても多岐にわたっていて、やはり住民にとってはわかりにくいと思います。

松本市の場合は、公文書館法がありますけれども、「公文書館」にすると公な行政文書しかないように見られ、文書館（もんじょかん）にすると、古文書、民間文書ばかりだと思われれますから、文書館（もんじょかん）でもなく公文書館でもなく、公文書（行政文書）も民間文書（古文書等）も保存し利用する場であるとして文書館（ぶんしょかん）にしたわけです。

松本市文書館の所蔵文書として、寄贈・寄託された地域文書、古文書、民間資料が四万五、〇〇〇点、合併前の旧町村の行政文書が七万点、複製資料、写真に撮ったものが七万点、書籍が七、〇〇〇冊ほどです。その他の資料として航空写真が四、一〇六枚あります。これは資産税課から館へ移管されました。いまは全部デジタルになっています。そうすると、かなり大きな航空写真はもう必要がないということになります。当時の資産税課の職員が来て、今はもう使わない、廃棄したいけれども、多額の税金を要して撮影したもののでもつたいないということ、文書館に正式に移管されました。このようなかたちで、現用のものを除いて、不要になった文書が文書館に入ってきて、今、閲覧に供しています。だから、文書館という受け入れ先があると文書が残されていくんです。住民のお金でつくられた住民の文書がこういうところに残されていく。倉庫へ積み込むというような残され方でなく、住民が利用できるようになってくるのです。

課題として、いま私どもが直面しておりますのは、やはり市町村合併です。四年前の平成一七年の四月一日には四つの村が合併しました。平成二十二年三月三十一日には一町が合併します。管轄が広がったわけですから、それだけ扱う文書が大量に増えます。ところが文書館の収納スペースが、いまのままでは狭い。合併にともなう収蔵場所の確保ということで、二十一年の一〇月一日、文書館開館一周年の記念日に、「松本市文書館満杯」という記事が地元の新聞に一面トップで出ました。マスコミを通して、課題を住民に提供してもらったかたちになりました。これからどうしていくか、ときどき市民の方に話しかけられることもあります。二十一年九月の議会でも、あんなに大事な文書群が文書館にあるけれども、合併で増えてきている文書をどうするかという質問が出ました。新築するか、増築するか、移転するか、今年度中にその結論を出すことに

なっています。やはり場所の確保の問題が大きいですね。

次に、松本市文書館条例をみます。公文書館法には条例でつくと定められていますから、わが松本市も条例によって館ができました。根拠法は、公文書館法第五条の第二項と地方自治法第二四四条の二によっています。

第三条に、文書館の事業として、収集、整理、保存、閲覧、複写、調査、研究、専門的な知識の普及、啓発、編さん、刊行があげられています。都道府県市町村のほとんどすべての文書館はこれらの事業をしています。扱う文書こそが問題となります。その文書というのは松本市域に関するものということです。天草市だったら天草市に係る文書、長野県立歴史館なら長野県の文書、国立公文書館なら国の文書ということになります。ですから、どこの自治体にも、こういう文書館的な機能を持った館なり機関がないと、こうした事業が充分にはできていけないと思います。松本市が隣接する市町村の文書まで保存管理することはできません。

条例の第七条には、利用の制限を定めています。国立公文書館が独立行政法人になってから、国の省庁から入って来る文書が一時すごく減ったみたいですね。公文書館に文書を入れたらみんな公開されてしまうのではないかとという心配があった、みな抑えたということです。わが松本市もそういうことが一時ありました。文書館に入れたら、みんな公開されてしまいう。実際はそうではない。保存はするけれども、すべての文書を公開するわけではない。個人情報とかいろんな問題がありますので、利用の制限がある程度していますよということも住民の皆さんに伝えていかないと、大事なものが残っていきません。大事な文書を預かって、何年間はそのまま保存していくとか、そういうことは文書館なり行政が決めればいいわけです。だけれども、まずは残して行くことがたいせつなわけです。

市史編さんが開始された直後に、まず私どもがしたことは、旧一五カ村の支所、出張所の文書がどこにどのように保存されているのかを見に行ったことでした。そのときの合併前の役場文書の状況を写真で示しました。そのような状況で保存されていました。平成元年時点のようですが、戦前の合併前の行政文書が束ねられて無造作に積まれていたり、階段の下にダン



合併前の田役場に保存されていた公文書（平成元年）。現在は松本市文書館に収蔵されていて利用できる。

ボールに入れられて積み上げられていました。土間にそのまま放置されカビだらけの文書もありました。本当に触るのも嫌なくらいボロボロでカビだらけだったんですよ。どれもこれも明治以降の合併前の村の行政文書です。何とか文書を残そうとして、出張所内に棚をつくった例も写真に示しました。これらの大量の文書群の保存状態を見たときには私は愕然としました。きれいな好きな職員がいたら、これは全部片づけますよ。トラック呼んで、みんな廃棄処分しますよ、きつと。保存されていた建物が壊される時には、きつと一緒に壊されてしまうでしょう。こういう現状だったんです。自治体職員が、あるいは住民が見たい、使いたいといったとき、これをどうしますか。使えないでしょう。こんな状態では編さんにも使えません。その編さんのときに注意しなければいけないのは、文書の「つまみ食い」です。おもしろそうな文書だけを取り出して、付箋をつけて写真を撮ったりして自治体史を書く。それで終わりにしてしまったら、もとの文書はどうなるんですか。手順が逆だと思っんですね。まず、原文書をどうするかですよ。これを整理しなければいけない。整理というのは捨てることも含みますが、捨てるにせずに残していく。残すためにはそれなりの手段が必要になってきます。

文書館ができてからでは遅いわけで、編さんのはじめの段階から、全部きれいに整理して、いつでも検索ができて閲覧できるようにしました。整理していくときの基本的方針は、「出所原則」と「原秩序尊重の原則」のふたつをだいにしました。どこから出てきたかということと、むやみに文書の形態を崩さないということ。これを基本にして、一五の支所・出張所全部、お金をかけて整理をしました。その結果が七万四、〇〇〇冊ということです。戦時下の文書もたくさんありました。

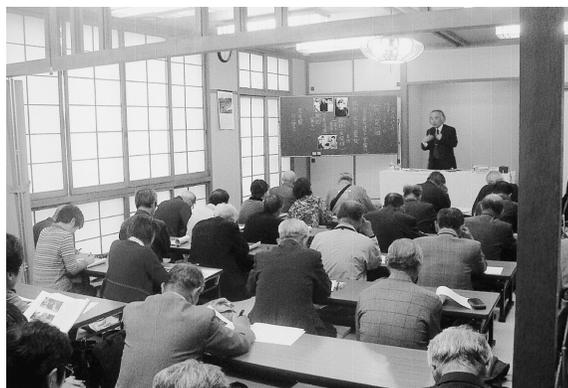
今度の平成の大合併が進むなかで、文書が散逸するおそれがあるということで、平成一七年の六月に独立行政法人国立公文書館から当時の麻生太郎総務大臣宛てに「市町村合併時における公文書等の保存について」要望書が出されました。

そのなかで、「これらの合併に際し、過去から伝えられてきた地域の歴史と住民の生活の記録である貴重な公文書等が散逸や安易な廃棄の危機にさらされ、将来の地域づくりの基盤となる情報資源の喪失が懸念されているところであります」と現状を訴えています。こうした要望書は、じつは平成一四年の二月一八日に一回出ています。知っていましたか、皆さん。市町村合併時における公文書等の保存について、総務省から都道府県に宛てて出ているんです。国から都道府県に出ているということは、当時三、〇〇〇あった全国の市町村に出ているということです。

ですから、我々は、市町村担当者、都道府県担当者だけではなくて、住民としてこういう通達、通知が出ているということを知っていたほうがいいです。知っていた上で、自治体に対して、文書の保存、管理、利用をさまざまな形で要望できるわけです。埼玉県の県民で、本当に国からの通達を県で受けて市町村に出しているかを情報公開で請求した人がいます。埼玉県ではたしかに出ていました。長野県も国からの通達を受けて市町村に宛ててこれを出しています。そうすれば、それを受けた市町村がどうしていくのか、対応が問われてくることになります。

国立公文書館の要望がだされて一週間後に、総務省から各都道府県あてに「市町村合併時における公文書等の保存の適正化について」という通達ができました。「平成一四年の二月に通知してきたところではありますが」、公文書館長から要望があったので、「あらためて適切な公文書等の保存、管理に努められるよう、管内の市町村に対する助言方よろしくお願いいたします。」「併せて、管内の市町村に対し、この要請の内容を周知するようお願いいたします。」、という文面です。そして、これを受けて都道府県が市町村に出しています。

市町村合併時における公文書の適正な保存と管理に努める都道府県宛に国から出て、都道府県は管内市町村にまた出しています。受けたものはきちんと対応しなければいけないわけです。市町村の議会にもこういうことを知らせていかねば



文書館講座(平成21年10月17日)

なりません。議会で取り上げてほしいとお願いもできます。公的に出ているものですから、公文書館法もそうですが、法律も通達も使えるものはどんどん使って活かしていくべきだと私は思います。

そうは言いましたが、一、七七二の自治体のうち二〇余しか市町村には文書館がない現状のなかで、文書を保存していく受け皿として各地域がどうしていくかということです。文書館と博物館と図書館、この三つが連携していく必要があると思います。博物館とか図書館はこの自治体にもあります。博物館、図書館、文書館の地域資料の現状について、二年前に国立国会図書館が調査をしています。その調査の結果はすでに『国会図書館調査リポートNo. 九、地域資料に関する調査研究』として報告書ができています。東京大学の根本さんがトップになりまして、小平市の蛭田さん、秋田県の山崎さんと私の四人が委嘱されました。全国アンケート調査をしました。ヒアリング調査も実施して、私は秋田県と沖縄県内の関係機関を十何カ所回りました。

博物館、図書館、文書館に地域資料はどのように保存されているか、どんな使われかたをしているのかを調べたわけですが、図書館や博物館にも、行政文書とか民間の古文書が結構ありました。あるけれども、扱いに困っていて、収蔵庫などに入っていて利用できないところがほとんどでした。こんなもったいないことはないでしょう。

地域史料(郷土資料)の関係として、図書館、博物館、文書館の違い、資料目的、資料の扱い方が報告書にもまとめられています。文書館は、「歴史資料として重要な公文書等」を対象としています。公文書等」というのは、民間の古文書も入ります。保存、閲覧、調査、研究等について、博物館、図書館はそれぞれ違いがありますけれども、相互にやっぱりお互いに連携をとって、文書館がない場合には、図書館へ公文書保存を担うようにするとか、博物館へ公文書を、というように

対応していく必要があるように思います。

図書館を新しく建てるときに、寒川町とか奈良県のように、そこへ文書館機能を一緒につけていくとかしていかないと、単独でなかなか文書館はできない。今でさえ都道府県も市町村も文書館の職員が減らされるなり予算が減らされたりしています。全史料協の会議などで、そういう悲痛な叫びがたくさん寄せられています。そういう状況の中で、図書館、博物館、あるいは文書館のあるところは三者が連携、ないところは図書館、博物館、それから自治体が連携してやっていかなければ、文書は保存されていきません。

思いますことは、図書館、あるいは博物館、あるいは図書館的な機能、博物館的な機能を持つところが、公文書等の廃棄されそうなもの、あるいは公図、あるいは航空写真、そういうような歴史資料を、連携をしながら受け皿としてつくっていくかなければと思います。場所をきちっと決めて、規則、条例をつくり、さらに人、職員を配置していくことです。図書館が新しくなるようなとき、博物館が新しくなるようなときに、法律を周知させ、その法律に基づいて文書館の機能を備えた機関をわが国のすべての自治体に設置されていくことを望んでいます。

終わります。ありがとうございます。(拍手)

#### ○司会（鬼嶋）

どうもありがとうございます。松本市での文書館設立への実践についてお話していただきました。佐賀県にも文書館、文書館的な機能をもつところをつくっていくためには何をすべきなのか明確になったのではないかと思います。

それでは最後に、平田豊弘さんに講演をお願いしたいと思います。タイトルは「情報公開から天草アーカイブズへ」となっております。平田さんは、現在、天草市の教育委員会世界遺産登録推進室に所属されています。これまで天草アーカイブズ設置に向けて活動をされてきました。今日は、その天草アーカイブズ設置までの動きとその後の文化財保護の問題についてお話をさせていただくこととなっております。よろしくお願いいたします。

## 「情報公開から天草アーカイブズへ」

熊本県天草市教育委員会文化課主幹 平田 豊弘

ただいま御紹介いただきました、熊本県天草市教育委員会の平田と申します。

アーカイブズカレッジに御参加になった方は、天草アーカイブズ係長の本多から天草アーカイブズの設立についてお話を聞かれたと思います。本多は、現場でどのような対応をしたかということを中心に話をしたいと思います。実は、天草アーカイブズを旧合併前の本渡市で立ち上げるときに、本多は現場を担当いたしました。私は、庁内の調整、戦略を練る、そういったことを担当しております。

今日は、天草アーカイブズを立ち上げていく過程での体験をお話したいと思います。

これまで、高橋先生あるいは小松館長からお話がありましたように、機能としての公文書館、これを実践したのが天草アーカイブズだと思っております。公文書館が設置されていく一つの方法として、いわゆる地域史編さん、この資料を基本として設置する道がございます。もう一つが、情報公開制度を利用して設置する方法がございます。日本の公文書館は、設立の過程の中ではこの二つに分かれる気がしています。旧本渡市で設置しました天草アーカイブズは後者、情報公開制度に基づく文書整理の中から設置を見た施設です。

### 【パワーポイントにより説明】

今、「情報公開から天草アーカイブズへ」というタイトルを掲げております。公文書館、文書館（もんじょかん）、文書館ではなくて、アーカイブズという横文字を日本で最初に使ったのが本渡市の天草アーカイブズです。これからその設立に向

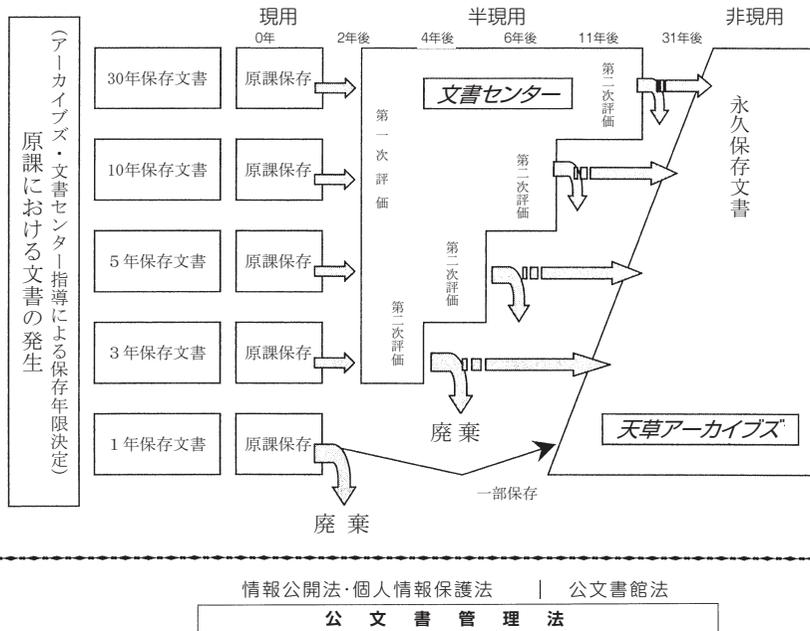


図1 総合的文書管理システム図

けての具体的な事例として、どのようなことを庁舎内で話し合い、戦略として展開していったかをお話します。

まず、天草市の位置ですが、熊本県の西側で有明海に面した一つの島です。合併前は、一五の自治体がありました。これが平成一八年三月二七日、二市八町が合併いたしました。これが六〇〇〇人、面積では熊本県で一番大きい天草市となりました。旧本渡市時代につくりました本渡市立天草アーカイブズ、所管は教育委員会文化課でございました。合併と同時に、天草市立天草アーカイブズに名称も変え、所管を総務部総務課に移しております。なお、天草島には四町合併した上天草市があります。それから苓北町は、合併しなかった自治体です。天草市は一〇の自治体の合併ということで、車で走りますと、端から端まで約二時間かかります。しかも、御所浦島という離島があります。この御所浦島は恐竜の化石が有名で、日本のジオパークにも選定されたところ です。

情報公開制度とアーカイブズ制度の話をします。役所の文書というものにつきましては、まず、いろんな事業をするときに文書を作成する。通常、現用文書といい、それぞれの課のロッカー、キャビネットの中で管理されます。昨年の文書等もこの中に入っ

ています。ただ、三年前の文書からは、総務課が管理する中間書庫に保管する集中管理方式が多いかと思えます。これは半現用の状態と言っております。この現用と半現用の段階で、情報公開制度、個人情報保護制度が適用されます。そして、その文書には保存年限が定められています。自治体では、行政運営上の重要性に基づいて一年、三年、五年、一〇年、二〇年、三〇年、と保存年限を定めています。その保存年限を満了すると基本的には廃棄ということになります。ただ、それをやみくもに廃棄するのではなくて、適正に評価・選別をして、公文書館で保存、閲覧に供する、これが公文書館制度、アーカイブズ制度ということになります。先ほど高橋先生から話がありました公文書管理法は、文書管理の流れを全体的に一つの法律で定めているということになるわけです。

話はさかのぼりますが、平成七年から日本渡市では市内の古文書を調査する天草史料調査会を立ち上げました。毎年、八月に島内及び全国の大学院生及び大学の先生方にお集まりいただいて、日本渡市が所有しておりました古文書の目録作成を作成するものです。今、佐賀大学で活躍している伊藤君や奥さんも参加していただいております。平成七年から平成二〇年まで約一四年、延べ二七九名の参加がありました。こういった皆さんとの交流を通し、本渡市では史料保存に関する人的な資産を構築してきました。代表は、現在、学習院大学でアーカイブズ学教授として活躍されている安藤正人先生です。

さて、平成一二年四月、日本渡市長安田公寛市長が誕生いたしました。市長の公約の中に情報公開による透明性の高い政治、そして市民との協働による市政運営がありました。市長はただちに、情報公開制度に向けた取り組みを進めようとされていたところでした。その年の五月、私は文化財保護係でしたが、業務で隣の五和町に書類を持って行きました。担当している方が、ちょうど駐車場の二トントラックの上で作業をされていました。古い五和町の行政文書をトラックに全部積んでいたんですね。「平田さんちょっと待ってください。すぐ来ますから」ということで、私は役場の中に入っていったわけです。担当の方が来られました。「何をしていたんですか」とたずねると、「いや、うちの町では情報公開制度に向けて、保存期間満了文書の廃棄ということをコンサルタントから言われまして、今、それをトラックに全部積んだところです」。「大変です

ね」と言ったら、「たくさんあってですね、とにかく保存年限内の文書と過ぎた文書を分けるところから始めて、過ぎた文書を全部トラックに乗せて、今から職員が焼却炉に持っていったところですよ。」と、そういう説明でした。私は用務を終えて、また駐車場に帰ってきました。確かに二トントラックはありませんでした。五月の大変青空のきれいな日だったことを覚えていています。この町では町史編さん事業に着手したばかりでした。私は、ちょっと背筋が冷たくなりました。片や、町史編さん事業をやりながら、片や情報公開のために文書を整理して、保存期間を過ぎた文書を捨てている。この町の記憶、記録はどうなるんだろうと、そんな気がしました。けれども、お隣の町のことですから、それ以上のことは言えません。六月に入って、隣町で起こっていたことが実は本渡市でも起こるといふ状況が発生しました。文書整理に着手すること、七月になってコンサルタントの説明会、総務課と一緒に、それぞれの課の書庫の状態、執務室の状況の調査が始まりました。これからどうなるんだろう。隣町と同じ文書廃棄が、本渡市でも起こることを危惧しました。

八月に史料調査会が始まり、安藤先生、高橋先生がおいでになりました。それで、お二人に相談をしました。「機会があったら、市長に保存期間を過ぎた文書でも大事なものがあから評価・選別して残すことをアドバイスすることができたらいいですけどね」ということになりました。そこで、市長を史料調査会の交流会に来ていただくようにセッティングしました。前日、私と本多、そして安藤教授、高橋教授、四人で夕御飯を食べながら、どんなふうにして市長と話をするか相談をしました。高橋先生のほうから、「余り露骨にそういったことを市長に話すと、気分はよくないんじゃないの。さりげなくやつたほうがいいよ」と。そんなアドバイスもありました。

また、「この話には市長が乗らなかつたらどうするつもり」という問いかけが私にありました。私は、もし、この話には市長が関心を示さなかつたときには、次は、文化財保護委員会から指摘をしていたとだけというのも一つの手だと思っております。ただ、そこまでは恐らくいかない。「安田市長は、話をすると多分理解をいただける市長だと思っております」と答えました。交流会では真ん中に市長を置いて、安藤教授と高橋教授に座っていただきました。

安藤先生のほうから市長に対して、「四月に市長に就任されましたけれども、どういふスタンスで市政運営に臨まれますか」とお尋ねがありました。市長は「情報公開制度を制定して、透明性の高い市政運営をやりたい」と答えられました。「そのためにコンサルタントに委託して、庁内文書の整理をやっているとあります」と。安藤先生のほうから、「それはいいことをやりますね。ただ、情報公開のために文書を整理する、保存年限を過ぎた文書、これをみんな廃棄してしまいますよね」。市長は「もう随分と進んで、あとは廃棄するだけになっております」と答えました。そこで、「今の文書を公開するために、過去の記録をすべて廃棄する。これは歴史を抹殺することにもなりますね」と問われたわけです。市長は、その言葉に大変衝撃を受けたと話されております。ただ、安藤先生はその後、「そういう問題、これをどのようにしていくのかというので、私は一冊の本を書いています。それがこの『草の根図書館の思想』という本です」ということで、その本を市長に寄贈されました。

七時半から始まりました交流会は九時半に終わりました。私どもは二次会に行きましたが、市長はそうでなかった。市長は帰って、その本を夜中の一時くらいまで読んでおられました。

次の日のことです。八時二〇分に、総務課長から電話がありました。「きのう、あなたたちは市長と何か話をしたの。ちよつと朝から呼ばれ、今、文書管理の進みぐあいはどうなのか」ということを聞かれた。「私たちは何も話していません。安藤先生と高橋先生が何か話をされていたようですけど」ということで電話を切りました。次に市長から電話がありました。「ちよつと来てくれ」ということです。総務課に行つて、「実は今、市長から呼ばれました」と。総務課長のところにも「今、市長から一緒に来てくれと電話が入っている」と。一緒に市長室に入りました。市長は、「きのう、安藤先生の本を帰つてから一時までかけて読んだ」と。その本を出して、「結局、このことを言っているんだろう」と。公文書館法のマーキングを示しました。保存年限を過ぎた文書を歴史資料として保存し、利用に供する。「このことをこれから自治体としては取り組むことが重要なんだよね」。「そうです」と答えました。ただ、「今やっている文書の整理、総務課で進めているけれども、これ



本渡市廃棄文書一斉収集・保管状況（平成12年10月450箱）

との整合性はとれるの」という話でしたので、私、総務課長、市長、三人で協議して、「文書の整理、これはコンサルタントに委託していますからそのまま進めていただいて結構です。ただし、保存年限を過ぎた文書の廃棄は焼却場ではなくて、その収集権限を文化課文化財保護係でやらせてください」と申し出ました。そして、「市長がきちんと部長会、課長会で話をして、文書整理については総務課が担当、保存年限が過ぎた文書については教育委員会文化課が収集することを徹底し、指示を出してください」とお願いしました。次の週の部長会、課長会で市長からその指示がありました。これは出先機関へも徹底されました。私どもは、焼却場ではなく、文化課が指定した場所に廃棄文書を持ってきてくださいという協力依頼の文書を配布しました。

ところがこっそりと焼却場を持っていった課がございました。それで、焼却場との連携をとり、教育委員会が焼却していいという許可書のない市役所の車が来て、文書を廃棄しようとしたら教育委員会にもう一回突き返してくれということをお願いしました。実際に焼却場まで行ったけれども、Uターンをしてきた課がございました。

廃棄予定の文書は、本渡市民センター機械室に四五〇箱を一時保管しました。作業中に、「文書はだれのもの」と若い職員に聞きますと、「係のものですかね、あるいは課の文書ですよ」と言う。市民の文書とい



「公文書保存についての提言書」作成状況（戸島昭氏 小松芳郎氏 高橋実氏 小川千代子氏 児島ひろみ氏）

う意識は全然ないんです。役所の人間にとって、役所の文書は職員の仕事という考えでした。それと、私たちが歴史的に重要な文書、これを残すんだということを課に説明しましたら、「あなたたちが必要としている古文書はうちの課にはないよ」という返事。歴史的に重要な文書というのは、普通の職員にとっては古文書なんですね。また、各課を回っていると、行政刊行物がひもにくくられて廃棄されようとしている。「これはどうするんですか」とたずねると「これは行政が出した印刷物。もう使わないから捨てる。」という話です。結局、評価・選別基準とか、そういったことを今の段階で、いろいろ話しても無理だ。そこで、「鼻紙以外はみんな文化課が収集します。所定の場所に持ってきてください」ということで、一斉収集を強化いたしました。

これらの経験から公文書の保存と活用、職員の皆さんに共通理解を持ってもらわなくてはいけないということで、一月にシンポジウムを開催することになりました。

シンポジウムは、山口県文書館の副館長の戸島さん、松本市の小松館長、高橋先生、小川千代子さんの四名で開催いたしました。

シンポジウム参加を庁内に呼びかけました。係が七八、職員が四二〇人近くいましたので、少なくとも八〇人ぐらいは集まってくれると期待をしておりました。実際、職員は二五名しか集まりませんでした。ただ、その中に市長が最初から最後まで参加されました。意見交換の中で行政の文書、そして地域の資料も収集したほうがいいのではないかとという声があり、大変参考になり、また職員理解、共通認識を深める必要があることを強く感じたシンポジウムでした。

収集した公文書をきちんと整理するために、平成一三年四月に学校の空き教室に移しました。若干予算もついて、統一し

た箱をつくりました。この頃、企画課、建設課、都市計画課から、教育委員会文化課に「預けている文書を見せてくれ。保存年限が切れたからと言ってすぐに廃棄することはまずいよね」と。特に企画課は過去の統計資料、「もう一度きちんと洗い直すと丸二日間の仕事だけど、ここにきて一時間で探すことができた。二日間の仕事を一時間でできている、大変助かった」という、職員が保存期間を過ぎた文書でも使うんだということをもつて体験し、そのことをきちんと私たちに言ってくれました。これが非常に力となっています。

それから、平成一三年五月には情報公開と公文書保存ということで、公文書館の設置に向けて藤沢市文書館長だった高野修さんに来ていただきました。インタビュー講演終了後に市長とも話をしていただきました。市長はこのころ、平成一四年四月に情報公開条例を制定するということを発表しておられますけれども、同じく公文書館条例も制定したいと考えていたようです。

平成一三年五月下旬に市長室に呼ばれました。「公文書館条例と情報公開条例を平成一〇年四月に制定することは可能か。」と。公文書館設置あるいは合併後のシナリオというものを話をしたところでした。「本渡市での五年、合併後の五年ということで、一〇年間で公文書館をきちんと育てよう。」と。市長がこのときに言った言葉が非常に印象に残っています。「行政のためにも、地域住民のためにも必要なこと。これをわかっていてしないことは行政の職務怠慢じゃないの」と言われました。私は、「市長もやりたいという意思をきちんと表明してください。」とお願いました。そして、「九月の議会で公文書館設置審議会の条例を可決していただいて、一〇月に公文書館審議会の委員会を立ち上げます。一二月には答申をもらうことにします。そして、一月までには条例を制定します。二月には総務課と打ち合わせをして、平成一〇年三月の議会に可決をしていたたく、このストーリーで行くならば、平成一四年四月には、公文書館設置条例を条例化することは可能です」と答えました。「じゃあ、場所はどようしようか」、「場所は要りません。資料館の中に公文書館を設置するという条例だけで結構です。他に集めた資料を整理する場所、これがあれば、全然問題ありません。建物は後からついてくると思います」。その後



本渡市における公文書館の設置に関する答中書提出  
平成13年12月25日

からというのが、合併後の対応ということです。「合併があるまで、建物もなく頑張ります。市町村にも保存の働きかけもします。そして、合併をしたならば、多分、町役場の教育委員会の部屋、あるいは議会、町長さんの部屋、こういったものが要らなくなります。そこをいただきたいと思っております」と話をしました。そのとき、「この仕事は本来、総務課の仕事だと思えますので、合併後にはきちんと総務課のほうに所管替えが望ましいと思えます」ということも話しました。

それから、文書管理条例ですが、市長は合併前に条例を制定したいと考えておりました。けれども、合併前にはいろんな調整事項があつてできませんでした。これからの課題になると思います。広島県の講演会で平成一四年に市長と一緒に話をいたしました。市長は、「情報公開、個人情報保護、公文書館、そして公文書館管理条例、この四つがないと自治体の適正な運営はできない」ということを話しております。

六月市議会で一般質問がございました。今取り組んでいる公文書保存をどうするのかということですが、市長が答弁をしております。「情報公開条例とあわせて、できますれば公文書館条例の制定を目指したい」と。そして、この仕事は文化課の平田、資料館の本多、この二人で担当することになっていきました。

一〇月に公文書館設置審議会委員として一〇人の委員を選任し、会長に安藤先生が就任されました。そして、一月には全史料協の長野県大会がございました。このとき、小松館長から、安田市長にも出席いただきたいという話がございましたので、私も市長と一緒に発表しました。地元の熊本日日新聞社の天草総局長も同行取材をして、動き出したアーカイブズということで三本の連載記事を書いていただきました。こういったマスコミとの連携も非常にプラスになったと思います。



本渡市立天草アーカイブズ 陶板プレート  
平成14年4月1日 設置

そして、一二月に答申書を提出。答申書を安藤先生にまとめていただいている時期に、私は公文書館条例の案を作成しております。そして、一月には施行規則の案を作成しています。また、名称を公文書館、文書館（もんじょかん）、文書館ではなく、アーカイブズとしていますが、これは一月に一般公募し決定したものです。二月に総務課と名称や所在地を決定し、議会へ提案、可決をいただいで、四月五日に開館式を実施しました。施設は、歴史民俗資料館の一部を利用し、資料は歴史民俗地域史料とそれまで市史編さんの資料を整理して、閲覧に供することができるようになりました。まさに機能としての公文書館の開館がこの日に行われました。

その後、合併に向けていろんな取り組みを行います。まずアンケート調査を実施し、そのアンケートをもとに天草島内の自治体を回りました。アンケートは熊本県内全域にかけておりますけれども、天草島内に関しては一四の自治体全部回りました。例えば、合併を予定している倉岳町、これを見るとわかると思います。倉岳町文書保存箱は、本渡市の文書箱と同じ規格です。ただ、本渡市が黒でしたので、倉岳町には合併後に一カ所に集めたとき、色分けができるようにということで、青色でお願いしました。また箱を自分で用意している自治体には、その箱をお使いくださいということで、できるだけ負担のかからないような形でほかの町にもお願いしたわけです。

天草市とは合併せずに、四町で合併した上天草市。合併をしないことがわかっていいる町も巡回をしました。それは、天草という島の歴史を知るには、合併し天草市になる一〇の自治体の文書だけが残っていても十分ではないんです。島という視点に立つならば、島全体の文書を保存しようということ、合併をしない町も巡回をして協力要請をしたところです。



天草市立天草アーカイブズ本館  
旧五和町役場2F-3F 875㎡

そして、合併。本渡市立天草アーカイブズから天草市立天草アーカイブズへと発  
展していきます。組織のほうも文化課から総務課に移りました。

旧五和町役場の二階、三階部には議会室や教育委員会がありました。これが今天  
草アーカイブズの本館となり八七五㎡あります。

現在、天草アーカイブズ職員は、非常勤の館長一名、職員四名、臨時職員九名と  
いうことになっております。本渡市で立ち上げたときには兼務辞令でした。ゼロか  
らのスタートで、八年でここまで育ちました。さらに館外書庫は、六書庫あります。  
有明東中学校、魚浦中学校、大宮地小学校などの六書庫で六、五八一㎡を有してい  
ます。そこでは文書目録の作成作業を行っています。評価・選別は、これからの業  
務です。

そのほか天草市立天草アーカイブズとして、地域史料の保存にも努めています。  
これまで各町に資料館はありましたが、地域史料への細かい手だては、専門職がい  
なかつたため行われておりません。これが合併することによって、組織と、信頼できる専門職がいることになり、問い合わせが非常に多くなってきています。

これはふすまの解体です。指導者は前京都造形大学の尾立教授です。指導者と地元  
の参加者で作業をして、将来的には自分たちで解体作業、さらには裏貼り文書の取  
り出しもできるようになればということで、今、頑張っていたいただいているとこ  
ろです。

なお、行政文書はアーカイブズカレッジに参加しました橋本が担当としております。  
地域史料と行政文書、天草アーカイブズは両方の保存と活用を目指しています。



文書目録作成状況  
合併市町村の行政文習整理

公文書管理法の制定が、間もなく天草市をはじめ全国の自治体の公文書管理条例の制定として浮上します。行政文書の管理には、それぞれ現用段階、半現用段階、それから非現用段階において幾つかのポイントがあります。現用段階では作成・収受する文書を登録することが重要です。それから適正な保存期間を設定することも重要です。半現用段階では、書庫に移すとき、すべての文書を書庫にきちんと保管するということが、それから各課、年度ごと、そして書庫のセキュリティをきちんとするということが重要になるかと思えます。非現用文書になったときには、保存期間満了文書の評価・選別、これを各課が行うのは当然ですが、専門職による公平な普遍的な視点で行うということが重要になります。そして、それを歴史的公文書としてきちんと利用に供することが公文書管理条例に基づき公文書館において自治体として行うことが重要ではないでしょうか。

天草アーカイブズの設置のポイントを五つ上げてみます。一つが、天草史料調査会など支援団体あるいは個人の協力があつた。ネットワークがあつたということでした。講演会にしましても、わからないことがありましたが、支えてくれる人たちがいました。二番目として、市長の指示、あるいは方針が徹底されたことです。それから三番目として、担当者が二人体制であつたこと。私は調整を担当しました。本多は現場を担当しました。このため、偏らない視点で仕事ができました。多分一人では回らなかつたと思っております。それから四番目に、機能としての公文書館の設置に努めたということです。公文書館条例の制定に力を注ぎました。建物は後まわしにし、資料館と併用で最初はスタートしましょう。合併後に建物は、あいているところが利用できる、それを使いましょうということをし、長期計画によって充実をさせる。やり方と

しては二つあると思います。準備室を設けて、前段階からきちんと詰めていって開館をする方法もあります。天草の場合は、どちらかというど難産の苦しみよりも早産の苦しみを味わいました。一年半という短い期間でできたために準備が十分ではなかった。そのために、ゆっくりと時間をかけて育てようという方針を立てました。それは、とりもなおさず、市町村合併がすぐ迫っていたためにこの方法を選んだということです。

それぞれの自治体が抱えている状況に応じて、やり方は違っていいと思います。ただ、設置に向けて重要となってくるのは、ネットワークと、方針の徹底、担当者の意識が必要です。

最後に余談になりますけれども、合併する一〇の自治体には資料館が一〇館ありました。四〇〇m前後の小さい資料館は、既に休館して倉庫になっていたりする資料館、あるいは職員が活動している資料館もありました。合併のとき、実はこの資料館はそれぞれ支所の出先の施設という形で管理しようという話が決まっていました。市長から「これでいいのかな」という問い合わせがあったので、専門職が集まりまして、「天草市立総合ミュージアム設立に向けて」という、提言書をつくりました。それは施設と人を一カ所にまとめて管理してほしいという要望書です。そちらのほうが資料の管理もできる、利活用もできるということを訴えたものです。これをもとに合併した天草市では、全島博物館構想計画ということが策定されまして、資料館を歴史民俗関係、それから体験館関係、そして天草の特徴であるキリシタン系の資料館、それから自然史系ということで四つにグループピングしまして、今、文化課で一括管理をしております。恐らく、合併をされた市町村の中には、今後の資料館運営を検討されている所もあるかと存じます。天草市は逆風を追い風に変えて、そして私たち職員、専門職が、一番機能する資料館づくりということと全島博物館構想もまとめたところです。

レジュメにはこれまでの流れについて注記しているところです。また、その後ろには新聞記事を幾つか載せております。これにつきましてはシンポジウムの折、もう一度説明をさせていただこうと思っております。

ありがとうございました。(拍手)

# 公文書保存期間 見直しできるか

アングル '09

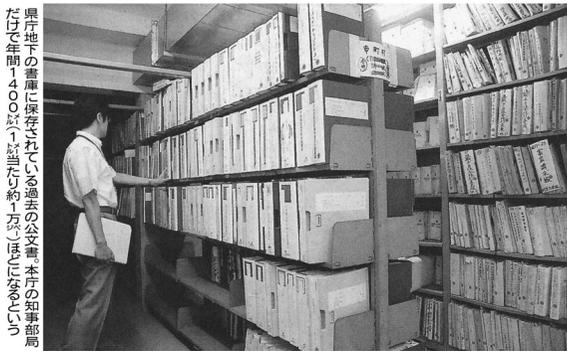
公文書を「国民共有の知的資源」と位置付けた公文書管理法が国会で成立した。後年、行政の政策決定過程を検証する上でも貴重な証拠となるが、熊本県では、公文書の保存期限切れで、県職員による不正経理や県営路木ダム(天草市河浦町)をめぐる問題の検証が十分なまま、幕引きとなるなど課題を残している。浦島村知事は見直しに言及しているものの、具体的な改善策は見えない。

(小多崇) 県職員による不正経理問題では、県は内部調査の対象を2003年度以降に限定、市民団体などがそれ以前の不正の可能性を指摘したものの、予算や決算、補助金などの出納状況を記録した経理文書の保存期間が5年間であることを理由に、再調査に踏み込まなかった。82年水害時の浸水戸数を裏付ける旧河浦町の公文書が確認されていないにもかかわらず、水害自体は存在したとして、知事はダム建設を容認した。

## 不正経理 期限切れで検証不十分

県庁地下の書庫に保存されている過去の公文書。本庁の知事部局だけで年間1400が1層当たり約1万6千ほどになるとい

## 県、文書量多く消極的



県庁地下の書庫に保存されている過去の公文書。本庁の知事部局だけで年間1400が1層当たり約1万6千ほどになるとい

市町村は現在、総務省の規則に沿った規定を設けて公文書を管理・保存している。保存期間は条例制定や総合計画、その他重要施策に関する決裁文書などが30年、以下10年、5年、3年、1年、1年未満の6区分。経理文書などが含まれる5年が全体の3分の2。実際には、どの文書をいつまで保存するかといった判断は、担当課の裁量に委ねられる部分が大々的という。

後世に残すべきだ」として、保存期間が過ぎた公文書も専門的に管理・保存し、一般閲覧にも対応している。

県は、2年後に予想される法施行までに、具体的な基準を盛り込んだ政令を見極め、改善策を検討する考え。

そうした県の姿勢に、「くまもと市民オンブズマン」の遠藤隆久・熊本学園大学教授は「公文書は役所のものではなく、県民の財産。行政だけの勝手な判断で保存期間を決めるのではなく、第三者の検証ができるよう改善を急ぐべきだ」と指摘している。

図2-1 熊本日新聞 平成21年7月10日付記事

# 行政文書 どう保存

## 県の検討委 議論スタート 来年6月提言へ



蒲島郁夫知事も冒頭出席してあった県行政文書等管理のあり方検討委の初会合＝熊本市

蒲島郁夫知事が7月に設置を表明した県行政文書等管理のあり方検討委員会(委員長・米澤和彦県立大学長、6人)が3日、熊本市の熊本テルサで初会合を開いた。行政文書の保存基準や活用方法を議論し、来年6月をめどに提言する。

会合では、知事が「行政文書は県民共有の財産。後世への説明責任を果たすためにも重要だ」と強調。検討課題として「全文書の保存は場所やコスト面から現実的ではない。(保存文書の選別に)一定のルールが必要」と述べた。県私学文書課によると、保存期限は県文書規程に基づき1年未満から30年まで文書の種類に応じ6段階ある。各課には①保存期限の延長②過去の文書の使用継続③歴史的価値があるとして永久保存などの判断も委ねられている。

委員からは「各課が保存期限を判断するの第三者の目はあるのか」「これまで失政の証拠をなくそうという動きがあったのでは」など、議論の焦点となる質疑があった。

同委員会は、県営路木ダムや不正経理の問題で過去の文書が廃棄されていた結果、検証が不十分に終わった事態を受け、知事が7月17日に設置を表明。文書廃棄を凍結した。(亀井宏二) 委員長以外の委員は 次の通り。世良喜久子 日本ユニセフ協会県支部事務局長▽高峰武熊日論説委員長▽立山淳子司法書士▽益田敬二郎弁護士▽森浩二県議会総務常任委員長

図2-2 熊本日日新聞 平成21年10月4日付記事

**県立公文書館** 2009 年 11 月 27 日 設置期待する

**平田豊弘** 52 歳 公務員 (天草市)

公文書は行政運営のため公務員が作成および收受した文書で、紙・電子記録などすべての媒体記録である。これらの文書を管理し、住民利用に供することは行政の責務であり、それに基づき住民は行政運営に参画する。

文書は行政と住民のきずなであるが、その重要性を考え 3 年・5 年・10 年・30 年などと保存期間を設定し、保存期間満了により廃棄する。ただし、権利、行政運営、歴史などを考慮し、重要な文書を評価・選別・保存し、

利用に供する機関が公文書館である。全国歴史資料保存利用機関連絡協議会に 151 の機関が加盟、都道府県立の公文書館は 33 館ある。

熊本県では、路木タムをめぐる問題の検証が公文書の保存期限切れで十分との指摘がある。蒲島知事は「最大の問題は、保存期間を過ぎた公文書がすべて破棄されていたこと」と考えを示し、保存期間満了文書の評価・選別、保存の重要性が浮き彫りとなった。

私は平成 17 年 11 月、「熊本県立公文書館の設置」について知事への直行便を出した。回答では、「公文書館に関しましては、

平成 10 年度から他県の文書館などの調査等を行い、文書館の基礎的な諸条件についての検討を行っているところですので」とのことであった。これまでの調査でどのような事項をまとめられたのか。あらためて熊本県立公文書館の早期設置を期待したい。

図 2-3 熊本日日新聞 平成 21 年 7 月 19 日付 読者のひろば投稿

**行政文書検討委員会**に期待 10/27

**平田豊弘** 52 歳 公務員 (天草市)

「県行政文書等管理のあり方検討委員会」が設置され、来年 6 月をめぐりに保存基準や活用法を議論し提言することになった。6 月に成立した公文書管理法などから行政文書の望まれる姿は 3 段階に区分され、管理・保存のポイントがある。

第 1 段階は各課での保管にあたり①作成・收受された文書がすべて文書登録簿に登録される②登録された文書に適正な保存期間を定める。第 2 段階は各課から中間書庫に移し保存するため、③すべての文書を書庫に移す④各課・年度ごとに保存する。第 3 段階は保存期限満了文書を公文書館業務として、⑤各課および第三者の視点から普遍的・公平に評価・選別し歴史的公文書として保存する⑥歴史的公文書を閲覧・利用に供する一である。

特に①は行政文書の戸籍であり、文書登録は基本となる。⑤は歴史的公文書としての戸籍であり、評価・選別には第三者として専門職の役割が求められる。

行政文書が保存期限を迎えた場合、公文書館法に基づき歴史的に重要な文書は保存し、そのほかを廃棄しなければならぬ。行政文書は職員だけの文書ではなく、県民共有の財産である。さらに言えば民主主義とパートナーシップの根源でもある。検討会の審議を期待するとともに県立公文書館設置にも言及してほしい。

図 2-4 熊本日日新聞 平成 21 年 10 月 27 日付 読者のひろば投稿

(第3種郵便物認可)

### 天草市の公文書館 保存法など

## アーカイブズ権威が視察

元オランダ国立公文書館長でアーカイブズ・習院大に招かれ、今月10日から日本に滞在し、研究の世界的権威、エリック・ケテラル博士は、10日、天草市五和町の公文書館「天草アーカイブズ」を視察した。

ケテラル博士は、学芸員を養成する「アーカイブズ」の重要性や管理の在り方などについて、公文書館の取組や取り組み内容などについて、天草市五和町の公文書館「天草アーカイブズ」を視察した。

「アーカイブズ」の重要性や管理の在り方などについて、公文書館の取組や取り組み内容などについて、天草市五和町の公文書館「天草アーカイブズ」を視察した。

視察後、ケテラル博士は「こういったアーカイブズが地方に設立されているのは喜ばしいこと、頑張っているスタッフはいるが、さらに人員と設備を充実させる必要がある」と話していった。

（萩原亮平）



古ふすまに張られた古文書をほかず作業を見学するエリック・ケテラル博士（右から2番目）＝天草市五和町

## 安藤正人・学習院大教授インタビュー

県は10月、公文書管理の在り方を検討する委員を発足させた。不正経理や県営木タムの問題で過去の文書が廃棄されていた結果、検証が十分で終わらなかった。28日、天草市を訪れた学習院大教授で同大学院アーカイブズ学専攻主任の安藤正人氏(58)に、公文書の重要性や管理の在り方などを聞いた。

（並松昭光）

「今年6月、国の公文書作成から保存までの統一ルールを定めた公文書管理法が成立しました。背景は、

「当初は歴史的文書の保存が狙いだったが、年金記録の粉失問題などを受け、現在の文書まで統一的に管理する必要性が生じた。情報公開制度も現在の住民への短期的な説明責任は果たせるが、将来までカバーできない」

「管理法は各庁ではなく、国立公文書館に最終的な文書の保存・廃棄権限が与えられた意義が大

## 管理担う組織の明確化を



◇あんどら・まさひと  
愛媛県出身。修学院大学文学部教授を経て現職。2002年から天草アーカイブズ運営審議会会長。神奈川県茅ヶ崎市在住。58歳。

大きい。地方公共団体に法の趣旨に沿った施策を求めている」

県の検討委の議論が始まりましたが、重視すべきポイントは、「『公文書は民主主義の根幹を支える国民共有の知的資産で、国が主体的に利用できるもの』とする法の精神を実現する体系的なシステムの構築。具体的には文書の作成から管理までを担う組織の専門的な人材育成だ」

「現在、保存期限を終えた文書の廃棄や歴史的文書として永久保存するか否かの判断は、県庁では実質的に各課が判断しています。『そうした現状が問題を生み出す原因』として、保存期限の設定にも問題があり、一定期間置いた後専門家の目を入れて判断すべきだ。書類があふれる懸念は杞憂で、長期的にはムダに保存された文書が減り、効率的な管理が可能になる」

「県立公文書館の設立を望む声もありますが、財政難から県は消極的です」

「必要だ。県民にとっては行政施策を記憶で検証する手段となる」

「必要だ。県民にとっては行政施策を記憶で検証する手段となる」

「必要だ。県民にとっては行政施策を記憶で検証する手段となる」

図2-5 熊本日新聞 平成21年10月29日記事

### 〇司会（鬼嶋）

どうもありがとうございます。天草のゼロからのスタート、それから天草市立天草アーカイブズ開館までの話を大変、具体的にお話しいただきました。現在、アーカイブズ、進んでいる地域もありますし、進んでいない地域もあると思いますが、それぞれ皆さん、大変参考になるお話だったのではないのでしょうか。会場である佐賀大学にとっても非常に重要なお話だったと思います。

## 「史料保存とアーカイブズ—地方文書館の設立の意義」

### パネラー

■ 高橋 実（国文学研究資料館アーカイブズ研究系教授）

■ 小松 芳 郎（松本市文書館館長）

■ 平田 豊 弘（天草市教育委員会文化課主幹）

司会 加藤 聖 文（国文学研究資料館文学資源研究系助教）

### ○司会

それでは今から第二部といたしまして、三名の報告者の方々から報告を聞いた後で、本日のシンポにお見えになられた方々と非常に具体的な討論をしながら理解を深めていこうと思います。

司会はわかりまして、私、国文学研究資料館の加藤が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。時間は大体一時間ぐらいをめどに進めていきたいと思えます。

まず、質問票を配ったと思うんですが、そちらでまだ提出されていない方がいらっしやいましたら、よろしく願いいたします。ないようでしたら、またこちらのほうで進めていきますが、とりあえず一つ質問が来ております。熊本県立公文書館が設置されるということですが、樋口哲章さんのほうからこれについて質問があります。恐らく最後の平田さんの御報告に対して関連することだと思えますので、まことに申しわけございませんが、樋口さん御自身で簡単な質問をしていただけないでしょうか。

## ○樋口哲章

熊本県が不正経理とかダムの問題で行政がもう文書を廃棄したという問題で、熊本県が今度、文書館をつくるということですけど、結局、県庁の各課が保存期限を判断するのか、それとも第三者の人が保存期限を判断するのかということですが。小松さんの一六ページに、公文書の選別と公開は専門職員による資料評価の手續を経て行う必要があると書いてありますけど、専門職員の身分を県の職員がしたほうがいいか、それとも第三者的な立場でしたほうがいいのか、それを文書に明記するかどうかですね、それをお尋ねしたいんですが。

## ○平田

私の資料、レジユメの裏に、「公文書保存期間見直しできるか」「不正経理路木ダム期限切れで検証不十分」という新聞記事を載せております。これは七月一〇日の記事です。行政のいろんな事業をやる中で、住民の方から、「その事業はどういう基本的なことに基づいてやるのか」というようなことが問いただされた場合、保存年限が切れていたということ、文書を一齐に廃棄してしまうと説明責任がとれないという一つの例です。こういった新聞記事が出ましたので、その横に私は、「県立公文書館設置期待する」というのを七月一九日、新聞に投稿をしております。熊本県で公文書館ができるというわけではございません。設置してほしいという要望を県民の立場で私を書きました。

それから、二枚目の紙を見てください。

一つが、安藤正人、学習院大学インタビュ、「管理担う組織の明確化を」、「天草市の公文書館保存法などアーカイブズ権威が視察」、これは一〇月にオランダのケテラル先生がおいでになって、天草アーカイブズを視察になりました。そのときにこのニュースをリリースいたしましたして、安藤先生のほうのインタビュ記事ということで公文書管理法のあり方ということとを一つの切り口に、熊本県が進めている文書の検討委員会の論議のなかで、こういったことをきちんと押さえるなければならないのかということを外部分から指摘していただきました。事前に安藤先生のインタビュ記事を、熊本日々新聞に取材依

頼をしています。同じようなことを朝日新聞にもお願いしています。朝日新聞は九州全部の視点に立って、九州の自治体の文書管理がどうなのか、公文書管理法と照らしてどうということが望まれるのか、恐らく特集記事が出るかと思っています。

それから、「行政文書、どう保存」ということで、「県の検討委員会議論スタート」という文書があります。熊本県ではさまざまな文書の問題がありまして、それを検証するために検討委員会がスタートしたところです。

委員長が県立大学の米澤学長です。そのほか世良日本ユニセフ協会県支部長、高峰熊日論説委員長、立山司法書士、益田弁護士、森県議会議員が委員です。実は保存期間の問題、あるいは保存年限を過ぎた文書をどのように評価・選別して保存するのかというのが熊本県の行政文書管理の問題でありながら、公文書館、アーカイブズ制度に関して詳しい人が委員として一人として入っておりません。私はこれは非常に問題だと思っております。そういうことで、次が「行政文書検討委員会に期待する」という要望を投稿したわけです。行政文書検討委員会に期待をしたいということで、先ほど説明をしましたが、文書の管理のポイントというのをそれぞれの段階に応じて六つ示しております。

これは、この検討委員会に専門的な方がいらっしゃらないので、行政文書の管理についてを知っていただきたいという意思もあって記したものです。

そして最後に、県民共有の財産であること。さらに言えば、民主主義とパートナーシップの根源でもあることを明記し検討会の審議を期待するとともに、県立公文書館設置にも言及してほしいということで結びました。

評価・選別については、小松館長のほうからお話をさせていただきたいと思えます。

#### ○小松

評価・選別の手続は専門職員がやらなければいけないわけですが、文書館の現状として、施設や人的配置は多いとは言えません。都道府県市町村で、文書館があっても専門職員がほとんどいないんですね。学芸員や司書の資格は大学で取れますけれども、専門職員はそういう法的に資格をとることができません。大学で文書館学関係等の単位を取ったとしても、何単

位取れば専門職員の資格が取れるか、そこまで法整備がされていないんです。ですから、公文書館法も「専門職員を当面置かないことができる」と、法律ができて今日まで二〇年以上もずっとそのままです。全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（全史料協）で、今度の公文書管理法の制定前の段階で、「公文書館法の専門職員を当分置かないことができる」という条文を削除してください」と国に要請をしました。結局、公文書管理法ではそうならなかった。本来、専門職員はそういう資格を認定されて、認定された職員が文書の評価なり選別をしなければいけないわけですけども、それができない現状が続いています。ただでさえ職員数が少ないなかで、それぞれの都道府県市町村の文書館では非常に苦慮をしています。そういう状況のなかで、都道府県の文書館で、館独自に専門職員を採用している例が出てきています。専門職員とは何かといったら、古文書を読めるというだけではだめですね、行政文書の評価、選別していくことも求められているわけですから。どの文書を将来に残していくか、何をもって廃棄するか、これはもう大変なことです。私が、平成元年に一五地区の旧役場文書七万四〇〇〇点を目の前にしたときに、一つも捨てられませんでした。全部遺して丸ごと整理しました。正直言って怖くて捨てられなかったんです。そうした仕事を進めていく上での責任というのは非常に重い。本当に大変な作業ということを実感しています。

### ○高橋

評価・選別論や評価・選別方法についてここでお話をすると、それだけで大変な時間が必要になりますから省略しますが、ただ、日本においても相当なレベルまでこれらの研究が進んでいます。特に、都道府県レベルの現場においてその評価・選別に当たっている人自身が、その評価・選別についてたくさんの論文を書くようになりました。また、都道府県の範囲で相互研修を行っているところも見られます。アーカイブズ学というのは実学的要素が強い学問分野です。研究して、それが現場で試されて、また研究に返っていく、そういうサイクルの中で研究と実務が進められています。評価・選別の問題については、日本では相当なレベルまで来ていると思います。

それから、専門職の問題ですが、何で当分の間が二〇年も続いたかというところ、まず、そもそも日本において専門職、アーキビストというものはどのような役割と内実をもつものか明確でないこと。それから、それを養成するシステムはあるのかということ。そういう事情の元で、小松さんが言うように、あの法律の附則を取れば専門職員の雇用促進になるかということ、必ずしも現実はそのような認識が国にも地方にもあったと思います。附則の撤廃は、多くのアーカイブズが違法状態になるわけです。その違法状態は国立公文書館、あるいは所管する当時の総理府とか、現在の内閣府が、それは容認できることではないということです。それは当時の国立公文書館の館長から公式に聞いたことです。

それから、地方の公文書館の館長に聞きました。それでは、この当分の間とこの間を取っ払ったらどうしますかと聞きましたら、即座に答えました。うちは公文書館法に基づく形はやめると、これが現実なのです。

さらにもう一つ、専門職の資格問題があるのですが、図書館法・博物館法は一九五一年、一九五二年頃につくられ、国が付与する資格と養成が明示され、現在も機能しています。しかし、現在、国が関与し与える新しい国家資格というものについて国はやる気がまったくありません、文科省の担当課長も明言しました。ですから、臨床心理士資格のような形で、法人としての協会が資格を認定する方向が作りやすいのではないのでしょうか。しかし、アーカイブズの世界ではその協会というものもまだまだできません。財団法人や社団法人になるようなレベルにはきていません。そこで、日本アーカイブズ学会等においては、その学会が資格を何らかの形でオーソライズするような、そういう仕組みはとれないかということは今検討しています。そういう段階に今我が国ではなったということを理解していただきたいと思っています。

○司会

熊本の実態というか、事例をもう少し紹介していただけますか。

○平田

せっかくでございますので、熊本県内の状況をお話します。

日本で公文書管理条例を、自治体で一番最初に設置したのは熊本県の宇土市という市でございます。担当したのは田尻という職員です。

この宇土市は、宇土市史編さんにも取り組み、今年で一八年となり終了しました。その市史編さんの途中で、保存年限を過ぎた行政文書についても、市史編さん室が収集をして評価・選別基準というのを条例化しております。ただ、いわゆる公文書館はありませんので、それを具体的に利用に供するようなどころまでは行っていないというのが、宇土市の実情です。

文書管理条例を一番最初に制定した宇土市とすぐ近くに天草市があります。天草アーカイブズは、日本で最初にアーカイブズという名称をつかった、九州の普通の自治体としては最初の自治体です。

また、宇城市というのがございます。ここは阿曾田市長さんが四年間頑張られて公文書館を設置できないか模索をされました。残念ながら公文書館の開館までは宇城市は持つていかれませんでした。

それと、先ほど熊本県の話をしましたけれども、熊本県におきましても、実は平成一六年頃に、熊本県にも地域史料と行政文書を保存するような施設を設置してほしいということを、当時の潮谷知事に申し入れをしております。そのときにも検討をするということだったんですけども、残念ながら熊本県では県立の博物館もまだつくられていない状況です。県立博物館をつくるときに、その中でという議論も若干あったようにも聞いておりますけれども、県の動きは遅れています。ただ、潮谷知事から蒲島知事になりました。蒲島知事の時代になって、県の文書保存についてのさまざま問題が今、表出して新聞記事になり、逆にその新聞記事を受けて、私は県立公文書館の設置を期待したいという県民としての投稿が続けているという状況です。

佐賀県には公文書館設置の動きとかはなかったんでしょうか。

私は県立公文書館の設置には、県民性が影響すると思っています。保守的な県はなかなかできない。地方分権とは言いつつも、そこに住む市民、県民の意識が高くなければ、こういった県立、市立の公文書館はできないと思います。

それに引きかえ、神奈川県立公文書館に行ったとき、私は平岡さんから案内されましたが、神奈川県内の保存年限を過ぎた文書はすべて県立公文書館に集まります。年間、一万三〇〇〇箱の段ボール箱が来るんです。それを評価・選別しており「大変ですね」と言ったら、「いや、これは神奈川県民の民主主義に対しての考え方がきちんとしているから自分たちは仕事ができます。県民の民主主義、それが私たちの仕事を支えています」と、はつきりとおっしゃった。これは強く印象に残っております。九州では大分県立公文書館があります。多分、大分県にできたのは、小藩分立の地域であり、自らの地域の歴史と記録を自慢したかった。だから、自分のところのものを残そう。佃が競合し合うことよって全体として発展したのが一村一品運動ですから、同じように文化面でお互いに競合した。それが先哲史料館であり、大分県立公文書館につながったのではないかと私は思っています。

○司会

ありがとうございます。

今の平田さんの投げかけに対して、フロアの佐賀から来られている、特に佐賀にいらっしゃる方で何か発言をしたいという方はいらっしゃいますでしょうか。いらっしゃったら手を挙げていただけると助かるんですけれども。

では、こちらの司会のほうからで恐縮なのですが、今まで佐賀のほうでも実際はこういう公文書館を設立しようという動きが今までなかったわけではなくて、実際、過去にはこういった動きがあったということ聞いております。その経緯等につきましてもなかなか微妙な部分もあるかと思うんですが、そういった佐賀での公文書館運動のことについてちょっとお聞きしたいなと思ひまして、できれば徴古館の館長でいらっしゃいます岩松さん、お答えできる範囲で少しお話いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○岩松要輔（財団法人鍋島報効会徴古館館長）

財団法人鍋島報効会の附属施設でございます、徴古館という小さな博物館がございます。その非常勤館長をしている岩

松という者です。

きょう、この会場に入るときに、何か意見があれば言うようにと言われて、十分な準備もしてありませんから頭の中にある形で私が今まで見聞したことを御説明します。きょうのお話を聞いていて、法律の制定後のことでもありますし、非常に進んだところの話を今聞いているわけですが、佐賀は一体全体どうしたらいいのかなという考えで聞いておりました。そういうことで、私が見聞、体験したところで、佐賀の動きを話させてもらいます。

まず、佐賀鍋島本家の資料は、鍋島文庫として三万点ほどが県立図書館に寄託されております。それから、そのほかの分家の資料としては、小城という分家がございますが、これはこの佐賀大学の附属図書館に所蔵されております。蓮池という分家の資料は県立図書館で保存しております。もう一つ鹿島という分家がございますが、この鹿島のもは地元でございます。そのほか、上級家臣としての多久とか武雄とか、そういうところは地元で保管されております。

明治行政資料というふうに言いならわしてきましたが、廃藩置県から明治二〇年前後のころまでの県庁文書があります。その資料が県立図書館に入っております。それから以降の、いわゆる県庁文書、これは県のほうで保管されて県庁内の収蔵庫で拝見できるようにシステムになっております。

市町村における行政資料の取り扱いにつきましては、最初の挨拶にございましたように、多久市に細川章さんという女性の方がおられます、若いころから熱心に行政資料の保管ということを訴えられました。本当にリヤカーを引いてという表現、それだったと思います。

その当時は、行政資料は今はたくさんあるからみんなわかるんだというような発想で、どうかすると余り重要視しないでそのまま廃棄されていくという形が多かったようです。そういう中で、佐賀県史の編さんが昭和四〇年代の前半にございました。これは佐賀県としては初めての取り組みでございます。そういうことがありまして、市町村史の編さんが一斉にその後起こってきたかと思えます。中には、市町村合併関係で二回目の市町村史をつくるころも今は出てきております。

近現代史を扱う中で、非常に大事な資料であることが確認された。行政資料はたくさんあるからそんなに必要な資料ではないということではなく、貴重な資料として市町村史の編さんの後に資料の保管ということがなされていると思います。ただそれが長期間にわたつてどのようなようになされてきたかということについては、個々については私はわかりません。しかしながら、収集して保管するという方向にはあつたと思います。

それから、先ほどの鍋島文庫の県立図書館への寄託とか、明治行政資料が県立図書館にあるという背景には、やはり県史編さんがあつたと思います。そして、県史編さんが昭和四五年ぐらいに終了しますけれども、上・中・下三巻、佐賀県は出しております。それが終わった後に、県史編さんのときの資料等も若干含めながら、大体、郷土資料というものは書庫の中にございました。カードで引いて出していくという形だったものを公開書架にするという新たな取り組みが出てきました。その発想は、山口の文書館であるとか、それから大分のほうにも視察を命ぜられまして行つております。そして、どういう郷土資料室が必要かということで取り組んだのを記憶しております。郷土資料室は、昭和四五年、六年度ぐらいに完成したと思います。その段階が郷土資料をそのようにして県民に公開しようという動きがあつたということでございます。

それから、市内に佐賀城本丸歴史館ができております、五年ほどになりますけれども。この本丸歴史館ができるときに、これが長くかかっております。財政的な面とか、設置場所など、種々の面で長くかかっております。その途中で資料館構想がございました。そして、その資料館には研究組織をつくろうというような形で推移してきましたが、結局、結果的には今の佐賀城本丸歴史館という形で帰結をしております。資料館はできておりません。その資料館構想の背景には、佐賀県立図書館と佐賀県立美術館・博物館、それぞれが所蔵している資料の明快な分化をして資料館なるものをつくつたらどうかというところが発想だったと思います。ところが、そのことは十分できなくて、そのままの形で今日に至っております。そして、ここに佐賀大学の地域学歴史文化研究センターができて、この地域学歴史文化研究センターにおいて、いろいろな地域と連携して研究等の活動が進んでいってもらいたいと考えています。そういうことで、具体的に文書館構想的なものには私は触

れません。もう定年退職してから一〇年になりますので十分なことがわかりませんが、以上のような経験をしてきております。

#### ○司会

ありがとうございます。今のことで聞いてみたいことかありますか。

要するに、公文書館構想というのはもともと小さいながらも昔あったということですか。本丸の博物館ができる際の資料館というのは、いわゆる公文書館の機能を持っているということですか。

#### ○岩松

本丸歴史館ができるときの委員という形で資料調査等を行った者の一人でございますけれども、果たして文書館というところまで発想があったのかどうかわかりません。先ほど言いましたように、いわゆる歴史資料を一カ所に集めてそこで研究しようという、そういうふうなことではなかったかと思えます。

#### ○高橋

アーカイブズというのは、やはり歴史資料だけでは片輪なのです。だから、歴史研究者が戦後、史料保存利用運動をやって半世紀以上の歴史を持っていますけれども、それはやはりどちらかというと地域の歴史資料、古文書類を中心とした運動だったと思います。これからはそれと同じように、時を貫いて説明するという意味での親機関が日々作成し管理保存してきたものを引き継ぎ、評価・選別して整理し保存して、現在及び将来の市民、県民にそれを公開するのだということが重要になります。しかも、今度の公文書管理法によって、それは行政サービスとして選書し購入した図書を見せるという、そういう行政サービスではなくて、県民・市民の権利として、それを見る権利が法的に認められて、それを公開する、提供する義務が行政機関に課せられたということが過去と現在の大きな違いだろうと思います。

アーカイブズをつくっていくときに、一つの範例は、天草アーカイブズだと思います。トップダウンでもないし、ボトム

アップでもないし、両方がうまくミックスした形が天草です。その前提として、意識のある職員がいたということだと思えます。アーカイブズについての認識があった職員がいて、しかも一人ではなくて二人いて、それぞれが役割分担して、そして、安田市長もそれに理解を示してきちんとやったという形ですから。ですから、これはどこでもやれといってもなかなか可能というわけにはいかないでしょうが、しかしやはり意識する職員、あるいは意識する市民が一人でもいれば、動き出す前提になるだろうというふうに思います。

それから、県のレベルと、それから市のレベルと町のレベル、市のレベルでも松本市みたいな大きな二二万人というところから、五万人、一〇万人というところではやはり違うと思いますが、それでも必ず行く道があるだろうと思います。富士山のいただきを目指して行けば、どちらかで上がる道というのは必ず見つかるだろうと思うのです。そのためにいろいろ工夫するということが必要です。平田さんの場合には、外部の人間をほとんどノーギャラの形で活用をしました。大分市で全史料協の大会があつて、我々は拉致されて阿蘇山を越えて天草まで連れていかれましたから。そういう形であれ、幹部職員と討議するシンポジウムを実現し、その論議を踏まえた市長宛の提言書をまとめて出せたということも大きいと思います。それも天草史料調査会とか、いろんな人的ネットワークが前提としてあつたと思います。

それから、松本市史編さんの場合には、史料保存の意義を高く認識する小松さんという方がいたということ、そしていろいろなマスコミを使ったり、正面から押ししたり、搦手を使ったりする、そういうことを実現するための継続的な意欲と、そして、いろいろな情報を常に取り入れて、そして、人的ネットワークを構築していった。そういうことがあつて実現できたと思います。しかし、平田さんも小松さんも特殊な人間ではありません。意欲があり、段取りや工夫に才能が少しあるのかもしれませんが、けっして特殊な能力を持つ方ではないと思います。ですから、やる気になり、工夫を凝らせば多くの方が実現できる可能性があるのではないかというふうに思います。

## ○小松

松本市の例でなくて、長野県の例を言いますと、長野県は複合館として県立歴史館があります。この長野県立歴史館が立ち上がる時、長野県史の編さんが終わると同時くらいに準備を始めたわけですけれども、そのときに結果的に歴史館という複合館になりました。長野県に信濃史学会という学会があります。県史編さんの段階から信濃史学会で何回も知事あてに文書館設置を求めて要望書を出しています。結果的に、文書館機能も入っている歴史館ができましたけれども、地域のそういう団体などが何回も回を重ねて要望を出していくというような動きも必要だと思います。

それから、長野県史料保存活用連絡協議会という会がありますが、今度の平成の大合併のときに長野県内の市町村の文書をちゃんと保存しておいてくださいということを県内の市町村にアピールしています。さまざまな機会にいろいろな形で要望をする、あるいは呼びかけて、広く県民、あるいは住民に周知していくことも必要ではないかとあらためて思います。そのためにはいろいろな団体、例えば地方史研究協議会、図書館協会なども共同した動きも考えられると思います。

しかも、今度の公文書管理法の第三四条には、「地方公共団体はこの法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に關して必要な施策を策定し及びこれを実施するよう努めなければならない」と、しっかりと明文化されています。これを具体的にいろいろな団体なり研究団体、諸団体を結集しながら呼びかけていく。だめだったら次の機会、また次の機会という、そういうことも必要になってくるのではないのでしょうか。根拠となる法律もあります。先ほど紹介した総務省からの通達もあります。都道府県の通知もあるわけですから、そういう過去の通達、あるいは法律にのっとって今必要な、当面、長野県なら長野県、自分の自治体なら自治体に必要なものは何かということ声を大にして呼びかけていく必要があります。だめだったらまた違った形で呼びかけていく、そんなことがますます求められていくのではないかと思います。

## ○平田

今、小松館長がおっしゃったタイミングというのがあると思います。天草アーカイブズの場合は、まさに市長が代わられ

て情報公開ということで文書の整理が始まった。何もしなかったらこれは非常に逆風なんです。それを追い風に方向を変えたのは、大きな市政の動きのタイミングをとらえたということです。

合併というのも大きなピンチでした。何もしなかったら捨てられていく。天草では安田市長が合併協議会で本渡市にはアーカイブズができています。保存運動をやっているからほかの町も捨てないでくれという呼びかけをして、「合併協議会で町長さんに頼んだ。アーカイブズが行っても大丈夫だ」ということだから私たちはほかの町にも行けるんですね。下準備をきちんと市長にしてもらって実動部隊が出かけている。その連携、市長と意思疎通を図りながら次の手を打っていった。それゆえに天草のアーカイブズの動きは合併のときにも成功しました。

先ほど合併を機に天草アーカイブズは教育委員会文化課から総務課のほうに移ったと申しました。総務課では、当初抵抗がありました。市長のほうが、「今、文化課所管になっている。答中と整合性が取れているのか」ということで、「いや、審議会でも文書のトータル的な管理、将来的に文書管理条例とか、公文書館条例、個人情報保護、あるいは情報公開という一連の文書管理、さらには電子文書を考えるならば、アーカイブズは総務課での運営が望ましい」ということを、ワーキンググループをつくって提案をして、その提案に基づき、所管を決めてもらった。資料館にしてもそうです。

市長は、情報を提供してくれたし、それに対してワーキンググループをつくって専門職として応えたから今の天草市ができていると私は思っております。

このような、天草アーカイブズの開館までの経過を一冊にまとめています。自分たちの記録をまさにアーカイブズしているわけです。

また、天草アーカイブズ条例は多分これは日本で一番長いと思いますけど、二五条近くあります。審議会とかも条例の中で定めています。

私は、平成一五年に天草キリシタン館に異動しました。そのとき、埼玉にあります駿河台大学の社会人大学院生という形

で、現用文書の管理を勉強しました。修士論文としては、「アーカイブズへの移管の阻害要因」を書いたのですが、そのとき、全国の五四館公文書館にアンケートを実施しました。当時、電子文書のきちんとした管理と評価・選別を行っているのは、広島県と神奈川県藤沢市だけでした。電子文書は、自治体の文書管理規則、あるいは個人情報保護条例、情報公開条例でも対象になっていますが、現実には電子文書について十分な管理がなされていない。ある意味では法令に準拠していない部分も多々あるのではないかと感じております。それは、これからの自治体の大きな課題でしょう。今回、公文書管理法という法律、さらには自治体では法律に基づいた条例を定めるときに、紙文書も、電子文書も考えていく必要があるのではないかと思っています。

#### ○司会

ありがとうございます。

今の発言等にかかわりまして、何かフロアのほうからこれは聞いておきたいとかいうことがありますでしょうか。

公文書管理法が公布されて二〇一一年四月一日施行ということになります。各自治体では、その法律に定められたものに従った条例を制定して、要するに公文書を適切な管理をしていかないといけないという、そういう流れになっています。恐らくこれから現場の方々はいろんな形で本当にこれは仕事の一环として向き合わなければならなくなると思うんですよ。これは国立大学である佐賀大学も同じだと思います。そういったことも踏まえて、これからちょっと私はこういったことをどうしたらいいのかとか、何か聞いてみたいということがあったらぜひ質問をこの場でしていただけると助かるんですけど、何かありませんでしょうか。

それでは、こちらのほうから御指名するというのもちょっと何なんですけど、何人か自治体のほうから御参加されている方もいらっしやいますので、ちょっと例えば、佐賀市の加茂さんいらっしやいますか。このシンポジウムで何か感じたこと、考えたこと、聞いてみたいことがあるれば自由に御発言していただきたいと思えます。

○加茂（佐賀市総務法制課）

済みません、佐賀市の総務法制課の加茂と申します。

きょうの研修講演会を聞いて思ったのは、佐賀市は非常に立ち遅れているなという実感をいたしました。私が今の仕事を携わって六年になるんですが、うちは大体今、現用文書の管理にてこずっているという状況でなかなかその先まで考えが及んでいないということで、今回の研修を生かして歴史的な文書とかの保存活用につなげていきたいと思いました。

○司会

いわゆる公文書管理法が制定された後、それに対応する何か動きというのは具体的にあるんでしょうか。

○加茂

うちのほうが今まで考えていたのは、内部の管理規定を適正にすればいいということで、訓令を今、文書管理規定というのを持っているんですが、この訓令の改正ということしか考えていなかったんですけど、きょうの研修の中で、それらの閲覧権限の付与とか制限ということを必要とするとすれば、やはり管理条例が必要ではないかと。現時点では全然そういった考えに及んでいなかったもので、二〇一一年四月までに内部のほうで検討をして、そういった考えの周知、また検討をしなければならないのではないかとこの話を聞いて改めて実感したところでした。

○高橋

佐賀市は、文書管理は分散集中管理方式ですか。各課が一年か二年持っていて、そして、総務課のところでそれ以降文書は集中して管理する、そういうシステムですか。

○加茂

佐賀市は一応、集中管理の方式をとっているんですが、一七年と一九年に合併を行いました、各支所のほうの文書の集中管理まではまだ手を伸ばせていない状況です。ですので、発生した文書を翌年度までは各課で保管をして、二年後には、全

部引き継いでいただくことにしているんですが、今のところ支所の文書までは引き継ぎを行っていないのと、先ほど平田さんからのお話にもありましたように、スペース的な問題が発生してきて、実際、文書倉庫というのがもう満杯状態になってきて引き継ぎを受けられなくなって逆に引き継ぎを断っているという状況も発生してきましたので、ちょっと私が問題だと思ってる新たに書庫を確保して、また、きょうの話にも出てきましたが、支所のほうで結構空きスペースが発生してきていますので、そのスペースを確保しまして、保管スペースを十分確保するようにして、各課からの移管を促すような流れをつくっています。先ほどお話しした支所についても、支所はスペースがたくさんありますので支所の保管庫を含めて集中管理方式をまずは確立したいと思っているところです。

#### ○高橋

質問ですが、保存年限が満了した場合にはやはり廃棄ですか。

#### ○加茂

正直に言いますと、廃棄ですね。ただこういったお話を聞くようになって、単純な廃棄ではいけないという実感を持つようになりましたので、うちのほうの文書規定では、保存期間というのが一年、三年、五年、一〇年と永年という形になっています。永年というのは廃棄をしないんですけれども、特に一〇年以上の文書については、廃棄をせずにいったん選別をして廃棄するべきと。あわせて合併前の文書の散逸ということが言われていましたので、これについても、一〇年以上の文書については、各支所に別の登録シールを渡して全部いったん登録と目録を提出させてキープをしている状況ですので、これらについては一カ所に集めてうちのほうで選別をして廃棄とか、その後の活用という形でしていくべきかと思っています。これまでは、廃棄か廃棄じゃないかといえば、単純に廃棄を行っていました。

#### ○高橋

私はいいいチャンスだと思います。つまり公用物から公用物プラス公共物であると国が明確に法で規律したわけですから。

それに第三四条の努力義務規定を受けて、これを梃子にして文書管理、それから、さらにその先の機能としてのアーカイブズをつくるいいチャンスではないのかと、私は思いますけれども。

○小松

今、佐賀市さんの例が出ましたが、今回全史料協で、「公文書管理法の第三四条を知っていますか」、「この第三四条の条文を読んで、各自治体はどういう対応をしていますか」というアンケートを全都道府県市町村に発送しました。その締め切りがこの一〇月でした。もう皆さんのところへそのアンケートが届いて、全史料協の担当委員会のところへ戻って来ていて、これが一月一八、一九日に福島市で開催される全国大会で発表されることになっています。私もまた一七日から福島へ行きますけれども、この法律が自治体に周知徹底するためには、単なる通達だけではなくて、今のこのチャンスのように、自治体に知っていますかという呼びかけをしているわけです。そのアンケート結果もうじき全史料協から出しますので、それをまた見ていただきながら、お互いに情報を共有し、その情報交換しながら、自分の自治体はどうしていったらいいかということを考えていくことも今求められていると思います。

○加茂

はい、届きました。先ほどの認識どおりの回答をさせていただいているんですけど、ちょっと今認識をかなり改めているところです。実はこの講演会のお話をいただいたときには、実際、参加するかどうかというのは非常に迷ったところです。今参加をさせていただいているんですが、実はこれというのは、公務という形ではなくて、自主的な研修という形で参加をさせていただいています。というのも、出欠の確認の通知が来たんですけれども、なかなかうちのほうではそういった認識までは至っていないので、公務として出席したいと。実際、休みの日ですので、こういった公務出席になったら、休日の勤務、もしくは振り替えという形の取り扱いになるんですけど、そこまでして出席すべきものかという内部のほうの話もあると思ったので、私としては自主的な参加をしたいということで今、出席をさせていただきました。

## ○司会

はい、ありがとうございます。何かわざわざ当ててしまいました大変恐縮、申しわけございませんでした。

それで、あと実は佐賀のほうでは、先ほど岩松さんのほうからちよつと話が出たんですが、実は多久市の細川さんという女性が頑張つて行政文書を一人で集めておられます。これは実はかなり全国的に伝説化されている話で私もよく知っていますんですが、それで、ちよつとどんな御縁でその多久市の市長、横尾さんがきょういらつしゃつているということなので、ちよつとぜひ最後にお話を一言お願いしたいと思うんですが、よろしくお願いいたします。

## ○横尾俊彦（多久市長）

急な御指名をいただきましたが、多久市の市長の横尾でございます。きょうはありがとうございます。

天草市の安田市長さんもよく存じ上げている仲間でありますし、今お話をいただいた細川章先生は私も大変敬愛しています。大変貴重な人材が我が市にいらつしゃつています。それを大切にしながら、例えば、御屋形日記という、そういう古文書もあります。今日もお話があったように、現代使っている文書、後にこれは過去の記録になるのですが、そういう意味では、行政に関わる我々が、特に首長をはじめ、意識をちよつと変えてやっていかないといけないと改めて思います。典型的なお話としては、フランスに比べたら二〇〇年遅れているということですので、まだ日本は一八世紀か一九世紀ぐらいということですよ。全然話にならないというのを改めて感じましたので、努力をしていきたいと思えます。幸い、私は今、市長会の会長などをしていきますので、折に触れて発信もしていきたいと思いました。

機能としての文書館、そういうあたりが多分無理がなくてできるのかなと感じます。建物とかハードとかは、つい予算の問題になって、仕分け会議等で国でも予算化は厳しいとか言われる面もありますから。ですから、機能（きのう）としての文書館を明日（あした）のためにやるという、そういう感じでやるのがまずは大切なと感じたところでありました。御三方には多分、今後機会があったらまた御指導をいただきたいし、成功した秘訣にヒューマンネットワークの話がありました。

ど、また折に触れてお知らせくださったら有り難いです。やはり何と言っても提案、提言できるスタッフを何人持っているかが自治体は勝負ですから、ご参加の皆さんも頑張っていたきたいなというふうに思っています。

平田方式は大変たぐいまれなサクセスストーリーだと思います。普通、プロジェクトXの場合はもうちょっと失敗があるんですけど（笑）、ほとんど失敗がないなと思いました。でも、それだけに範として我々も励みたいと思いました。ありがとうございました。（拍手）

○司会

どうもありがとうございました。ちょうど区切りのいい時間になりましたので、このあたりでシンポジウムを終わらせていただきたいと思います。それでは最後に、当副センター長であります青木さんのほうから閉会の挨拶をよろしくお願いいたします。

## 閉会挨拶

佐賀大学地域学歴史文化研究センター副センター長 青木 歳 幸

昨年、国文学研究資料館のほうから、佐賀県には文書館がない、そのところで種を蒔いて芽を育てて、花を咲かせ、実にしていこうというお話をいただき、私もセンターも、地域の資料保存・活用を考えていきたいという思いが強くなりましたので、この講演会・シンポジウムを共催することができました。

今日、お話がありましたように、行政文書は地域住民の共有財産であり、公共物であるということ、公園の公であるということをやっぱり我々は強く意識していきたいと思えますし、横尾市長さんがおっしゃられたように、具体的にできるところ、機能としての文書館というものをつくっていく方向というのが、まず出発点かなと思っています。

また市町村の担当者の中でも、日々現場で悩まれている方もいらっしゃるかと思えます。ぜひパネラーの皆様からのアドバイスやサポートをいただきつつ、積極的にアーカイブズに関わっていただき、今日のこの会が佐賀におけるアーカイブズの一つの出発点になっていくような形になればいいと考えております。また、地域学歴史文化研究センターに対しても期待をいただきました、地域の歴史団体や行政の皆様と連携して、資料保存についても率先してすすめていきたいと考えております。本日は本当にありがとうございました。（拍手）

### ○司会（加藤）

これもちまして、「史料保存とアーカイブズ」講演会を終わらせていただきます。

最後に三人のパネラーの方にもう一度温かいお拍手をお願いいたします。どうもありがとうございました。（拍手）

# 資料

## 全国の公文書館（都道府県）

地方文書館

	公文書館名	西暦	設立年月日	所	在	地	電話番号
1	北海道立文書館	1985	昭和60年7月15日	〒060-8588	札幌市中央区北三條西6丁目		011-204-5073
2	宮城県公文書館	2001	平成13年4月1日	〒983-0851	仙台市宮城野区榎ヶ岡5		022-791-9333
3	秋田県公文書館	1993	平成5年11月2日	〒010-0952	秋田市山王新町14-31		018-866-8301
4	福島県歴史資料館	1970	昭和45年7月31日	〒960-8116	福島市春日町5-54		024-534-9193
5	茨城県立歴史館	1973	昭和48年4月1日	〒310-0034	水戸市緑町2-1-15		029-225-4425
6	栃木県立文書館	1986	昭和61年4月1日	〒320-8501	宇都宮市塙田1-1-20		028-623-3450
7	群馬県立文書館	1982	昭和57年4月1日	〒371-0801	前橋市文京町3-27-26		027-221-2346
8	埼玉県立文書館	1969	昭和44年4月1日	〒330-0063	さいたま市浦和区高砂4-3-18		048-865-0112
9	千葉県文書館	1988	昭和63年6月15日	〒260-0013	千葉市中央区中央4-15-7		043-227-7555
10	東京都公文書館	1968	昭和43年10月1日	〒105-0022	港区海岸1-13-17		03-5470-1333
11	神奈川県立公文書館	1993	平成5年11月1日	〒241-0815	横浜市旭区中尾町1-6-1		045-364-4456
12	新潟県立文書館	1992	平成4年4月1日	〒950-8602	新潟市中央区女池南3-1-2		025-284-6011
13	富山県公文書館	1987	昭和62年4月1日	〒930-0115	富山市茶屋町33-2		076-434-4050
14	福井県文書館	2003	平成15年2月1日	〒918-8113	福井市下馬町51-11		0776-33-8890
15	長野県立歴史館	1994	平成6年11月3日	〒387-0007	千曲市大字屋代字清水 科野の里歴史公園内		026-274-2000
16	岐阜県歴史資料館	1977	昭和52年4月1日	〒500-8014	岐阜市夕陽ヶ丘4		058-263-6678
17	愛知県公文書館	1986	昭和61年7月1日	〒460-0001	名古屋市中区三の丸2-3-2		052-954-6025
18	京都府立総合資料館	1963	昭和38年10月28日	〒606-0823	京都市左京区下鴨半木町1-4		075-723-4834
19	大阪府公文書館	1985	昭和60年11月11日	〒558-0054	大阪市住吉区帝塚山東2-1-44		06-6675-5551
20	兵庫県公館県政資料館	1985	昭和60年4月17日	〒650-8567	神戸市中央区下山手通4-4-1		078-362-4133
21	奈良県立図書情報館	2006	平成17年11月3日	〒630-8135	奈良市大安寺西1-1000		0742-34-2111
22	和歌山県立文書館	1993	平成5年4月1日	〒641-0051	和歌山市西高松1-7-38		073-436-9540
23	鳥取県立公文書館	1990	平成2年10月1日	〒680-0017	鳥取市尚徳町101		0857-26-8160
24	岡山県立記録資料館	2005	平成17年4月1日	〒700-0807	岡山市南方2-13-1		086-222-7838
25	広島県立文書館	1988	昭和63年10月1日	〒730-0052	広島市中区千田町3-7-47		082-245-8444
26	山口県文書館	1959	昭和34年4月1日	〒753-0083	山口市後河原150-1		083-924-2116
27	徳島県立文書館	1990	平成2年4月1日	〒770-8070	徳島市八万町向寺山文化の森総合公園内		088-668-3700
28	香川県立文書館	1994	平成6年3月28日	〒761-0301	高松市林町2217-19		087-868-7171
29	大分県公文書館	1995	平成7年2月28日	〒870-0814	大分市大字駄原587-1		097-546-8840
30	沖縄県公文書館	1995	平成7年4月1日	〒901-1105	島尻郡南風原町字新川148-3		098-888-3875
31	川崎市公文書館	1984	昭和59年10月1日	〒211-0051	川崎市中原区宮内4-1-1		044-733-3933
32	名古屋市市政資料館	1989	平成元年10月11日	〒461-0011	名古屋市東区白壁1-3		052-953-0051
33	大阪市公文書館	1988	昭和63年7月1日	〒550-0014	大阪市西区北堀江4-3-14		06-6534-1662
34	神戸市文書館	1989	平成元年6月19日	〒651-0056	神戸市中央区熊内町1-8-21		078-232-3437
35	広島市公文書館	1977	昭和52年4月1日	〒730-0051	広島市中区大手町4-1-1 大手町平和ビル6-8階		082-243-2583
36	北九州市立文書館	1989	平成元年11月1日	〒803-0814	北九州市小倉北区大手町11-5		093-561-5558
37	福岡市総合図書館	1996	平成8年6月29日	〒814-0001	福岡市早良区百道浜3-7-1		092-852-0600
38	小山市文書館	2007	平成19年4月11日	〒323-0031	小山市八幡町2-4-24		0285-25-7222
39	芳賀町総合情報館	2008	平成20年10月3日	〒321-3304	芳賀町大字祖母井 5 4 8 番地 1		028-677-2525
40	久喜市公文書館	1993	平成5年10月1日	〒346-8501	久喜市大字下早見85-1		0480-23-5010
41	八潮市立資料館	1989	平成元年11月23日	〒340-0831	八潮市大字南後谷763-50		048-997-6666
42	板橋区公文書館	2000	平成12年4月1日	〒173-0001	板橋区本町24-1		03-3579-2291
43	藤沢市文書館	1974	昭和49年7月1日	〒251-0054	藤沢市朝日町12-6		0466-24-0171
44	寒川文書館	2006	平成18年11月1日	〒253-0106	高座郡寒川町宮山135-1		0467-75-3691
45	長野市公文書館	2007	平成19年11月20日	〒380-0801	長野市箱清水 1 -3-8 長野市城山分室内		026-232-8050
46	松本市文書館	1998	平成10年10月1日	〒390-1242	松本市大字和田1058-2		0263-47-0040
47	磐田市歴史文書館	2008	平成20年4月1日	〒438-0292	磐田市岡729-1		0538-66-9112
48	守山市公文書館	2000	平成12年4月1日	〒524-8585	守山市吉身3-6-3		077-514-1050
49	尼崎市立地域研究史料館	1975	昭和50年1月10日	〒660-0881	尼崎市昭和通2-7-16		06-6482-5246
50	下関文書館	1967	昭和42年9月1日	〒752-0967	下関市長府宮の内町1-30		083-245-0328
51	西予市城川文書館	1999	平成11年4月21日	〒797-1701	西予市城川町土居335		0894-83-0066
52	天草市立天草アーカイブズ	2002	平成14年4月1日	〒863-2292	天草市五和町御領2943 天草市役所五和支所内		0969-25-5515
53	北谷町公文書館	1992	平成4年4月1日	〒904-0192	中頭郡北谷町字桑江226		098-936-1234

国立公文書館HPより作成（平成21年11月現在）

## 公文書館法（原文縦書）

公布 昭和六二年二月二五日法律第一一五号

施行 昭和六三年六月一日

最終改正…平成一一年二月二三日法律第一六一号

### （目的）

第一条 この法律は、公文書等を歴史資料として保存し、利用に供することの重要性にかんがみ、公文書館に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律において「公文書等」とは、国又は地方公共団体が保管する公文書その他の記録（現用のものを除く。）をいう。  
（責務）

第三条 国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。

### （公文書館）

第四条 公文書館は、歴史資料として重要な公文書等（国が保管していた歴史資料として重要な公文書その他の記録を含む。次項において同じ。）を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設とする。

2 公文書館には、館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする。

第五条 公文書館は、国立公文書館法（平成十一年法律第七十九号）の定めるもののほか、国又は地方公共団体が設置する。

2 地方公共団体の設置する公文書館の当該設置に関する事項は、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。

### （資金の融通等）

資料

第六条 国は、地方公共団体に対し、公文書館の設置に必要な資金の融通又はあつせんに努めるものとする。

(技術上の指導等)

第七条 内閣総理大臣は、地方公共団体に対し、その求めに応じて、公文書館の運営に関し、技術上の指導又は助言を行うことができる。

附則 (抄)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(昭和六十三年政令第百六十六号で昭和六十三年六月一日から施行)

(専門職員についての特例)

2 当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第四条第二項の専門職員を置かないことができる。

## 公文書等の管理に関する法律

(平成二十一年七月一日法律第六十六号)

最終改正…平成二十一年七月一〇日法律第七六号

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 行政文書の管理

第一節 文書の作成(第四条)

第二節 行政文書の整理等(第五条—第十条)

第三章 法人文書の管理(第十一条—第十三条)

第四章 歴史公文書等の保存、利用等(第十四条—第二十七条)

第五章 公文書管理委員会(第二十八条—第三十条)

第六章 雑則(第三十一条—第三十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

資料

(定義)

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
  - 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
  - 三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
  - 四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
  - 五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
  - 六 会計検査院
- 2 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び別表第一に掲げる法人をいう。

- 3 この法律において「国立公文書館等」とは、次に掲げる施設をいう。
  - 一 独立行政法人国立公文書館（以下「国立公文書館」という。）の設置する公文書館
  - 二 行政機関の施設及び独立行政法人等の施設であつて、前号に掲げる施設に類する機能を有するものとして政令で定めるもの
  - 4 この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。第十九条を除き、以下同じ。）であつて、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
    - 一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
    - 二 特定歴史公文書等
    - 三 政令で定める研究所その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）
    - 5 この法律において「法人文書」とは、独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書であつて、当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に用いるものとして、当該独立行政法人等が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
      - 一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
      - 二 特定歴史公文書等
      - 三 政令で定める博物館その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）

四 別表第二の上欄に掲げる独立行政法人等が保有している文書であつて、政令で定めるところにより、専ら同表下欄に掲げる業務に係るものとして、同欄に掲げる業務以外の業務に係るものと区分されるもの

6 この法律において「歴史公文書等」とは、歴史資料として重要な公文書その他の文書をいう。

7 この法律において「特定歴史公文書等」とは、歴史公文書等のうち、次に掲げるものをいう。

一 第八条第一項の規定により国立公文書館等に移管されたもの

二 第十一条第四項の規定により国立公文書館等に移管されたもの

三 第十四条第四項の規定により国立公文書館の設置する公文書館に移管されたもの

四 法人その他の団体（国及び独立行政法人等を除く。以下「法人等」という。）又は個人から国立公文書館等に寄贈され、又は寄託されたもの

8 この法律において「公文書等」とは、次に掲げるものをいう。

一 行政文書

二 法人文書

三 特定歴史公文書等

（他の法令との関係）

第三条 公文書等の管理については、他の法律又はこれに基づく命令に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

## 第二章 行政文書の管理

### 第一節 文書の作成

第四条 行政機関の職員は、第一条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並

びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。

一 法令の制定又は改廃及びその経緯

二 前号に定めるもののほか、閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯

三 複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯

四 個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯

五 職員の人事に関する事項

## 第二節 行政文書の整理等

### （整理）

第五条 行政機関の職員が行政文書を作成し、又は取得したときは、当該行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

2 行政機関の長は、能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存に資するよう、単独で管理することが適当であると認める行政文書を除き、適時に、相互に密接な関連を有する行政文書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を一の集合物（以下「行政文書ファイル」という。）にまとめなければならない。

3 前項の場合において、行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政文書ファイルについて分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

4 行政機関の長は、第一項及び前項の規定により設定した保存期間及び保存期間の満了する日を、政令で定めるところにより、延長することができる。

5 行政機関の長は、行政文書ファイル及び単独で管理している行政文書（以下「行政文書ファイル等」という。）について、保存期間（延長された場合にあつては、延長後の保存期間。以下同じ。）の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当するものにあつては政令で定めるところにより国立公文書館等への移管の措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。

（保存）

第六条 行政機関の長は、行政文書ファイル等について、当該行政文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、その内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

2 前項の場合において、行政機関の長は、当該行政文書ファイル等の集中管理の推進に努めなければならない。

（行政文書ファイル管理簿）

第七条 行政機関の長は、行政文書ファイル等の管理を適切に行うため、政令で定めるところにより、行政文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下「行政機関情報公開法」という。）第五条に規定する不開示情報に該当するものを除く。）を帳簿（以下「行政文書ファイル管理簿」という。）に記載しなければならない。ただし、政令で定める期間未満の保存期間が設定された行政文書ファイル等については、この限りでない。

2 行政機関の長は、行政文書ファイル管理簿について、政令で定めるところにより、当該行政機関の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

（移管又は廃棄）

第八条 行政機関の長は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、第五条第五項の規定による定めに基づき、国立公文書館等に移管し、又は廃棄しなければならない。

2 行政機関（会計検査院を除く。以下この項、第四項、次条第三項、第十条第三項、第三十条及び第三十一条において同じ。）の長は、前項の規定により、保存期間が満了した行政文書ファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、内閣総理大臣の同意が得られないときは、当該行政機関の長は、当該行政文書ファイル等について、新たに保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

3 行政機関の長は、第一項の規定により国立公文書館等に移管する行政文書ファイル等について、第十六条第一項第一号に掲げる場合に該当するものとして国立公文書館等において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。

4 内閣総理大臣は、行政文書ファイル等について特に保存の必要があると認める場合には、当該行政文書ファイル等を保有する行政機関の長に対し、当該行政文書ファイル等について、廃棄の措置をとらないように求めることができる。

（管理状況の報告等）

第九条 行政機関の長は、行政文書ファイル管理簿の記載状況その他の行政文書の管理の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項に定めるもののほか、行政文書の適正な管理を確保するために必要があると認める場合には、行政機関の長に対し、行政文書の管理について、その状況に関する報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に実地調査をさせることができる。

4 内閣総理大臣は、前項の場合において歴史公文書等の適切な移管を確保するために必要があると認めるときは、国立公

文書館に、当該報告若しくは資料の提出を求めさせ、又は実地調査をさせることができる。

(行政文書管理規則)

第十条 行政機関の長は、行政文書の管理が第四条から前条までの規定に基づき適正に行われることを確保するため、行政文書の管理に関する定め(以下「行政文書管理規則」という。)を設けなければならない。

2 行政文書管理規則には、行政文書に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 作成に関する事項
- 二 整理に関する事項
- 三 保存に関する事項
- 四 行政文書ファイル管理簿に関する事項
- 五 移管又は廃棄に関する事項
- 六 管理状況の報告に関する事項
- 七 その他政令で定める事項
- 3 行政機関の長は、行政文書管理規則を設けようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 4 行政機関の長は、行政文書管理規則を設けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第三章 法人文書の管理

(法人文書の管理に関する原則)

第十一条 独立行政法人等は、第四条から第六条までの規定に準じて、法人文書を適正に管理しなければならない。

2 独立行政法人等は、法人文書ファイル等（能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有する法人文書を一の集合物にまとめたもの並びに単独で管理している法人文書をいう。以下同じ。）の管理を適切に行うため、政令で定めるところにより、法人文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第五条に規定する不開示情報に該当するものを除く。）を帳簿（以下「法人文書ファイル管理簿」という。）に記載しなければならない。ただし、政令で定める期間未満の保存期間が設定された法人文書ファイル等については、この限りでない。

3 独立行政法人等は、法人文書ファイル管理簿について、政令で定めるところにより、当該独立行政法人等の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

4 独立行政法人等は、保存期間が満了した法人文書ファイル等について、歴史公文書等に該当するものにあつては政令で定めるところにより国立公文書館等に移管し、それ以外のものにあつては廃棄しなければならない。

5 独立行政法人等は、前項の規定により国立公文書館等に移管する法人文書ファイル等について、第十六条第一項第二号に掲げる場合に該当するものとして国立公文書館等において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。

（管理状況の報告等）

第十二条 独立行政法人等は、法人文書ファイル管理簿の記載状況その他の法人文書の管理の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

(法人文書管理規則)

第十三条 独立行政法人等は、法人文書の管理が前二条の規定に基づき適正に行われることを確保するため、第十条第二項の規定を参酌して、法人文書の管理に関する定め（以下「法人文書管理規則」という。）を設けなければならない。

2 独立行政法人等は、法人文書管理規則を設けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第四章 歴史公文書等の保存、利用等

(行政機関以外の国の機関が保有する歴史公文書等の保存及び移管)

第十四条 国の機関（行政機関を除く。以下この条において同じ。）は、内閣総理大臣と協議して定めるところにより、当該国の機関が保有する歴史公文書等の適切な保存のために必要な措置を講ずるものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の協議による定めに基づき、歴史公文書等について、国立公文書館において保存する必要があると認める場合には、当該歴史公文書等を保有する国の機関との合意により、その移管を受けることができる。

3 前項の場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、あらかじめ、国立公文書館の意見を聴くことができる。

4 内閣総理大臣は、第二項の規定により移管を受けた歴史公文書等を国立公文書館の設置する公文書館に移管するものとする。

(特定歴史公文書等の保存等)

第十五条 国立公文書館等の長（国立公文書館等が行政機関の施設である場合にあってはその属する行政機関の長、国立公文書館等が独立行政法人等の施設である場合にあってはその施設を設置した独立行政法人等をいう。以下同じ。）は、特定歴史公文書等について、第二十五条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、永久に保存しなければならない。

2 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

3 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等に個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。

4 国立公文書館等の長は、政令で定めるところにより、特定歴史公文書等の分類、名称、移管又は寄贈若しくは寄託をした者の名称又は氏名、移管又は寄贈若しくは寄託を受けた時期及び保存場所その他の特定歴史公文書等の適切な保存を行い、及び適切な利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならない。

（特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い）

第十六条 国立公文書館等の長は、当該国立公文書館等において保存されている特定歴史公文書等について前条第四項の目録の記載に従い利用の請求があつた場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。

一 当該特定歴史公文書等が行政機関の長から移管されたものであつて、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合

イ 行政機関情報公開法第五条第一号に掲げる情報

ロ 行政機関情報公開法第五条第二号又は第六号イ若しくはホに掲げる情報

ハ 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めることに

資料

つき相当の理由がある情報

ニ 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

二 当該特定歴史公文書等が独立行政法人等から移管されたものであって、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合

イ 独立行政法人等情報公開法第五条第一号に掲げる情報

ロ 独立行政法人等情報公開法第五条第二号又は第四号イからハまで若しくはトに掲げる情報

三 当該特定歴史公文書等が国の機関（行政機関を除く。）から移管されたものであって、当該国の機関との合意において利用の制限を行うこととされている場合

四 当該特定歴史公文書等がその全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人等又は個人から寄贈され、又は寄託されたものであって、当該期間が経過していない場合

五 当該特定歴史公文書等の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は当該特定歴史公文書等を保存する国立公文書館等において当該原本が現に使用されている場合

2 国立公文書館等の長は、前項に規定する利用の請求（以下「利用請求」という。）に係る特定歴史公文書等が同項第一号又は第二号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書等が行政文書又は法人文書として作成又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書等に第八条第三項又は第十一条第五項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない。

3 国立公文書館等の長は、第一項第一号から第四号までに掲げる場合であっても、同項第一号イからニまで若しくは第二号イ若しくはロに掲げる情報又は同項第三号の制限若しくは同項第四号の条件に係る情報が記録されている部分を容易に区

分して除くことができるときは、利用請求をした者に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(本人情報の取扱い)

第十七条 国立公文書館等の長は、前条第一項第一号イ及び第二号イの規定にかかわらず、これらの規定に掲げる情報により識別される特定の個人(以下この条において「本人」という。)から、当該情報が記録されている特定歴史公文書等について利用請求があった場合において、政令で定めるところにより本人であることを示す書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書等につきこれらの規定に掲げる情報が記録されている部分についても、利用させなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第十八条 利用請求に係る特定歴史公文書等に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び利用請求をした者以外の者(以下この条において「第三者」という。)に関する情報が記録されている場合には、国立公文書館等の長は、当該特定歴史公文書等を利用させるか否かについての決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 国立公文書館等の長は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文書等の利用をさせようとする場合であって、当該情報が行政機関情報公開法第五条第一号ロ若しくは第二号ただし書に規定する情報又は独立行政法人等情報公開法第五条第一号ロ若しくは第二号ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、利用させる旨の決定に先立ち、当該第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等であって第十六条第一項第一号ハ又は二に該当するものとして第八条第三項

資料

の規定により意見を付されたものを利用させる旨の決定をする場合には、あらかじめ、当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他政令で定める事項を書面により通知して、意見を提出する機会を与えなければならない。

4 国立公文書館等の長は、第一項又は第二項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該特定歴史公文書等を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、国立公文書館等の長は、その決定後直ちに、当該意見書（第二十一条第二項第二号において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。

#### （利用の方法）

第十九条 国立公文書館等の長が特定歴史公文書等を利用させる場合には、文書又は図画については閲覧又は写しの交付の方法により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して政令で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法により特定歴史公文書等を利用させる場合にあつては、当該特定歴史公文書等の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときに限り、その写しを閲覧させる方法により、これを利用させることができる。

#### （手数料）

第二十条 写しの交付により特定歴史公文書等を利用する者は、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

2 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、できる限り利用しやすい額とするよう配慮して、国立公文書館等の長が定めるものとする。

（異議申立て及び公文書管理委員会への諮問）

第二十一条 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為について不服がある者は、国立公文書館等の長に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による異議申立てをすることができる。

2 前項の異議申立てがあつたときは、当該異議申立てを受けた国立公文書館等の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公文書管理委員会に諮問しなければならない。

一 異議申立てが不適法であり、却下するとき。

二 決定で、異議申立てに係る利用請求に対する処分を取り消し又は変更し、当該異議申立てに係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとするとき。ただし、当該異議申立てに係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されているときを除く。

（独立行政法人等情報公開法及び情報公開・個人情報保護審査会設置法の準用）

第二十二条 独立行政法人等情報公開法第十九条及び第二十条並びに情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号）第九条から第十六条までの規定は、前条の規定による異議申立てについて準用する。この場合において、独立行政法人等情報公開法第十九条中「前条第二項」とあるのは「公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）第二十一条第二項」と、「独立行政法人等」とあるのは「公文書管理法第十五条第一項に規定する国立公文書館等の長」と、同条第二号中「開示請求者（開示請求者が）」とあるのは「利用請求（公文書管理法第十六条第二項に規定する利用請求をいう。以下同じ。）をした者（利用請求をした者が）」と、同条第三号中「開示決定等について反対意見書」とあるのは「利用請求に対する処分について公文書管理法第十八条第四項に規定する反対意見書」と、独立行政法人等情報公開法第二十条中「第十四条第三項」とあるのは「公文書管理法第十八条第四項」と、同条第一号中「開示決定」とあるのは「利用させる旨の決定」と、同条第二号中「開示決定等」とあるのは「利用請求に対する処分」と、「法人文書を開示する」とあるのは「特定歴史公文書等（公文書管理法第二条第七項に規定する特定歴史公文書等をいう。以下この号において同じ。）を利用させる」と、

「法人文書の開示」とあるのは「特定歴史公文書等を利用させること」と、情報公開・個人情報保護審査会設置法第九条から第十六条までの規定中「審査会」とあるのは「公文書管理委員会」と、同法第九条第一項中「諮問庁」とあるのは「諮問庁（公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）第二十一条第二項の規定により諮問をした公文書管理法第十五条第一項に規定する国立公文書館等の長をいう。以下この条において同じ。）」と、「行政文書等又は保有個人情報の提示」とあるのは「特定歴史公文書等（公文書管理法第二条第七項に規定する特定歴史公文書等をいう。以下同じ。）の提示」と、「行政文書等又は保有個人情報の開示」とあるのは「特定歴史公文書等の開示」と、同条第三項中「行政文書等に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報」とあるのは「特定歴史公文書等に記録されている情報」と、同条第四項中「不服申立て」とあるのは「異議申立て」と、「不服申立人」とあるのは「異議申立人」と、「不服申立人等」とあるのは「異議申立人等」と、同法第十条から第十三条までの規定中「不服申立人等」とあるのは「異議申立人等」と、同法第十条第二項及び第十六条中「不服申立人」とあるのは「異議申立人」と、同法第十二条中「行政文書等又は保有個人情報」とあるのは「特定歴史公文書等」と読み替えるものとする。

（利用の促進）

第二十三条 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等（第十六条の規定により利用させることができるものに限る。）について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。

（移管元行政機関等による利用の特例）

第二十四条 特定歴史公文書等を移管した行政機関の長又は独立行政法人等が国立公文書館等の長に対してそれぞれその所掌事務又は業務を遂行するために必要であるとして当該特定歴史公文書等について利用請求をした場合には、第十六条第一項第一号又は第二号の規定は、適用しない。

（特定歴史公文書等の廃棄）

第二十五条 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等として保存されている文書が歴史資料として重要でなくなったと認める場合には、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て、当該文書を廃棄することができる。

(保存及び利用の状況の報告等)

第二十六条 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

(利用等規則)

第二十七条 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄が第十五条から第二十条まで及び第二十三条から前条までの規定に基づき適切に行われることを確保するため、特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関する定め(以下「利用等規則」という。)を設けなければならない。

2 利用等規則には、特定歴史公文書等に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 保存に関する事項

二 第二十条に規定する手数料その他一般の利用に関する事項

三 特定歴史公文書等を移管した行政機関の長又は独立行政法人等による当該特定歴史公文書等の利用に関する事項

四 廃棄に関する事項

五 保存及び利用の状況の報告に関する事項

3 国立公文書館等の長は、利用等規則を設けようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 国立公文書館等の長は、利用等規則を設けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したとき

資料

も、同様とする。

## 第五章 公文書管理委員会

### (委員会の設置)

- 第二十八条 内閣府に、公文書管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。
- 3 委員会の委員は、公文書等の管理に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 4 この法律に規定するもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

### (委員会への諮問)

第二十九条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、委員会に諮問しなければならない。

- 一 第二条第一項第四号若しくは第五号、第三項第二号、第四項第三号若しくは第五項第三号若しくは第四号、第五条第一項若しくは第三項から第五項まで、第七条、第十条第二項第七号、第十一条第二項から第四項まで、第十五条第四項、第十七条、第十八条第一項から第三項まで、第十九条又は第二十条第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。
- 二 第十条第三項、第二十五条又は第二十七条第三項の規定による同意をしようとするとき。
- 三 第三十一条の規定による勧告をしようとするとき。

### (資料の提出等の求め)

第三十条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認める場合には、関係行政機関の長又は国立公文書館等の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

## 第六章 雑則

### (内閣総理大臣の勧告)

第三十一条 内閣総理大臣は、この法律を実施するため特に必要があると認める場合には、行政機関の長に対し、公文書等の管理について改善すべき旨の勧告をし、当該勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

(研修)

第三十二条 行政機関の長及び独立行政法人等は、それぞれ、当該行政機関又は当該独立行政法人等の職員に対し、公文書等の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

2 国立公文書館は、行政機関及び独立行政法人等の職員に対し、歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

(組織の見直しに伴う行政文書等の適正な管理のための措置)

第三十三条 行政機関の長は、当該行政機関について統合、廃止等の組織の見直しが行われる場合には、その管理する行政文書について、統合、廃止等の組織の見直しの後においてこの法律の規定に準じた適正な管理が行われることが確保されるよう必要な措置を講じなければならない。

2 独立行政法人等は、当該独立行政法人等について民営化等の組織の見直しが行われる場合には、その管理する法人文書について、民営化等の組織の見直しの後においてこの法律の規定に準じた適正な管理が行われることが確保されるよう必要な措置を講じなければならない。

(地方公共団体の文書管理)

第三十四条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五章(第二十九条第二号及び第三号を除く。)の規定、附則第十条中内閣府設置法第三十七条第二項の表の改正規定及び附則第十一条第三項の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

二 附則第九条の規定 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十一年法律第 号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

(特定歴史公文書等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に国立公文書館等が保存する歴史公文書等については、特定歴史公文書等とみなす。

(行政機関以外の国の機関が保有する歴史公文書等の保存及び移管に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前に次条の規定による改正前の国立公文書館法(平成十一年法律第七十九号)第十五条第一項の規定に基づく協議による国の機関(行政機関を除く。)と内閣総理大臣との定めは、第十四条第一項の規定に基づく協議による定めとみなす。

(検討)

第十三条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案しつつ、行政文書及び法人文書の範囲その他の事項について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 国会及び裁判所の文書の管理の在り方については、この法律の趣旨、国会及び裁判所の地位及び権能等を踏まえ、検討が行われるものとする。

附 則 (平成二十二年七月一〇日法律第七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次項、次条、附則第四条第二項及び第三項、第十三条並びに第二十二條の規定 公布の日

(調整規定)

第二十二條 この法律の公布の日が、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五号）の公布の前である場合には、附則第十九條の規定の適用については同条中「第百五十五條」とあるのは「第百五十四條」と、「第百五十六條」とあるのは「第百五十五條」と、「第百五十四條」とあるのは「第百五十三條」とし、同法附則第十八條の規定の適用については同条中「第百五十四條」とあるのは「第百五十五條」と、「第百五十五條」とあるのは「第百五十六條」とする。

別表第一（第二條関係）

(下略)

※本書は、佐賀大学学長経費プロジェクト「佐賀学」創成にむけた地域歴史文化の総合的研究（略称「佐賀学」創成プロジェクト、平成二〇～二二年度）の研究費補助により出版します。関係各位に感謝いたします。

第2回地域学シンポジウム

「史料保存とアーカイブズ」  
講演会・シンポジウム

二〇一〇年二月二十六日発行

編集  
発行

佐賀大学地域学歴史文化研究センター

〒八四〇―八五〇―一

佐賀県佐賀市本庄町一番地

電話 〇九五二―七八―三七八

E-mail : [chirepun@mlcc.saga-u.ac.jp](mailto:chirepun@mlcc.saga-u.ac.jp)

URL : <http://www.chikigakusaga-u.ac.jp>

印刷  
大同印刷株式会社

〒八四九―〇九〇―一

佐賀県佐賀市久保泉町大字上和泉一八四八―二〇

電話 〇九五二―七一一―八五二〇(代)